

平成16年3月18日(木)

於：農林水産省三番町分庁舎

食料・農業・農村政策審議会生産分科会

平成15年度第2回畜産物価格等部会速記録

農 林 水 産 省

## 目 次

1 . 午前 1 0 時 3 0 分開会 .....	1
1 . 資料の確認 .....	1
1 . 部会長あいさつ .....	2
1 . 委員出欠状況 .....	2
1 . 会議の運営方針の確認 .....	3
1 . 諮問及び関連資料説明 .....	4
1 . 要求資料説明 .....	21
1 . 質疑応答 .....	26
1 . 意見開陳 .....	51
1 . 答申及び建議 .....	73
1 . 農林水産大臣政務官あいさつ .....	78
1 . 閉会の辞 .....	79
1 . 午後 6 時 4 6 分閉会 .....	79

午前 10 時 30 分開会

伊地知畜産企画課長 皆様、おはようございます。私、畜産企画課長の伊地知でございます。定刻になりましたので、ただいまから平成 15 年度第 2 回畜産物価格等部会を開催させていただきます。

### 資料の確認

伊地知畜産企画課長 まず、本日配付しております資料の確認をさせていただきたいと思えます。

資料 1 が議事次第、資料 2 が委員名簿、資料 3 - 1 が諮問（加工原料乳生産者補給金単価等）、資料 3 - 2 が諮問（指定食肉安定価格）、資料 3 - 3 が諮問（肉用子牛保証基準価格及び合理化目標価格）、資料 4 が諮問案総括表、資料 5 が平成 16 年度加工原料乳生産者補給金単価等算定説明資料、資料 6 - 1 が平成 16 年度指定食肉安定価格算定要領、資料 6 - 2 が平成 16 年度指定食肉（豚肉）安定価格算定説明参考資料、資料 6 - 3 が平成 16 年度指定食肉（牛肉）安定価格算定説明参考資料、資料 6 - 4 が平成 16 年度指定肉用子牛保証基準価格及び合理化目標価格策定要領、資料 6 - 5 が平成 16 年度指定肉用子牛保証基準価格算定説明参考資料、資料 6 - 6 が平成 16 年度指定肉用子牛合理化目標価格算定説明参考資料でございます。

それから参考といたしまして、平成 15 年度畜産物価格等の決定について、生産費調査、畜産関係資料、酪農関係資料、食肉関係資料。

別添といたしまして、委員要求資料となっております。大変盛りだくさんで恐縮ですが、御確認をよろしく願いいたします。

もし、不足しております資料等ございましたらお申し出ください。

資料につきましてはよろしいでしょうか。

## 部会長あいさつ

伊地知畜産企画課長 それでは生源寺部会長、よろしくお願ひいたします。

生源寺部会長 おはようございます。部会長の生源寺でございます。

本日は、委員の皆様におかれましては大変御多忙のところ御出席いただきまして、厚く御礼を申し上げます。

本日は、去る2月25日の第1回部会の際に事務局から御説明がございましたとおり、平成16年度の加工原料乳の生産者補給金単価と、平成16年度の指定食肉の安定価格並びに肉用子牛生産者補給金制度における平成16年度の保証基準価格及び合理化目標価格を定めるに当たり、留意すべき事項につきまして御審議を願うわけでございますが、委員の皆様方の御協力によりまして、円滑に議事の進行を図りたいと存じますので、よろしくお願ひを申し上げます。

## 委員出欠状況

生源寺部会長 それでは議事に入ります前に、本日の委員の出欠の状況につきまして、事務局の方から御報告をお願いいたします。

伊地知畜産企画課長 それでは、前回欠席されました委員の方を紹介させていただきたいと思ひます。

犬伏臨時委員でございます。

大野健三臨時委員でございます。

福岡専門委員でございます。

吉濱専門委員でございます。

足立委員、遠藤委員、吉野委員、秋岡委員、山角委員におかれましては、やむを得ない理由によりまして、本日御欠席とのことでございます。

なお、手塚委員はおくれてお見えになる予定でございます。

審議会令第9条によりまして、部会は委員及び議事に関係のある臨時委員の3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができないと規定されておりますが、おくれて見える方も入れまして、全体で19名のうち16名の出席をいただいておりますので、成立をしております。

以上でございます。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

#### 会議の運営方針の確認

生源寺部会長 それでは、本日の会議の運営方針につきまして、確認とお願いを申し上げます。

本日は第1回部会で御説明申し上げましたとおり、平成16年度の加工原料乳の生産者補給金単価等、平成16年度の牛肉及び豚肉の安定価格並びに肉用子牛生産者補給金制度における平成16年度の保証基準価格及び合理化目標価格の決定に当たり、留意すべき事項について審議するわけでございますが、本日の審議の結果、諮問に対します当部会の答申が作成されますと、それが本審議会、食料・農業・農村政策審議会の答申とみなされることとなっております。

本日のスケジュールでございますが、事務局から諮問に関連した説明を午前11時45分ごろまで行い、その後委員から御要求のありました資料に対する説明を行っていただき、12時10分から昼休みをとりたいと考えております。午後の部会再開後は、3時までをめどに質疑を行った後、委員及び臨時委員の御意見を午後5時15分ごろまで伺い、その後答申案の作成に入りたいと思います。遅くとも、午後7時30分をめどに終了したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

本日の諮問事項は極めて重要な問題に関するものでございますので、審議には十分な時間をとりたいと考えておりますが、同時に委員の皆様方は大変お忙しい方ばかりでございますので、できるだけ効率的な運営に努めまして、本日しかるべき時間までには、先ほど申し上げましたけれども、答申に持ってまいりたいと考えております。よろしく御協力のほどお願いいたします。

また、従来より行われてきたことでございますが、お昼の休憩中に1階の第3、第4会議室におきまして、関係団体の代表者の皆さんから、委員の皆様方に要請を申し上げたいというお申し出がございますので、まことに恐縮ではございますが、皆様方にはそちらの方に御足労願いたいと存じます。

## 諮問及び関連資料説明

生源寺部会長 それでは、本日付で農林水産大臣から、食料・農業・農村政策審議会に諮問がございますので、まず牛乳乳製品課長から、加工原料乳の生産者補給金単価等に関する諮問文の朗読をお願いいたします。

松島牛乳乳製品課長 牛乳乳製品課長の松島でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、加工原料乳の生産者補給金単価等に関する諮問文を朗読させていただきます。お手元の資料3 - 1でございます。

食料・農業・農村政策審議会会長 殿

農林水産大臣 亀井 善之

### 諮 問

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第11条第1項の規定に基づき平成16年度の生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項及び同条第2項の規定に基づき平成16年度の加工原料乳の補給金単価を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項について、同条第6項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

以上でございます。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

続きまして、今朗読していただきました諮問に関連しての御説明をお願いいたします。

松島牛乳乳製品課長 それでは、加工原料乳生産者補給金単価及び限度数量の算定につきまして、お手元の資料5に基づいて御説明申し上げます。

資料としまして平成15年生乳生産費の資料と、冊子でございますけれども酪農関係資料を配付しております。必要に応じて御参照いただければと思います。

まず、資料の構成でございます。資料5をめぐっていただきますと、1ページから3ページまでが補給金単価に関する御説明。4ページ、5ページが限度数量。それから、6ページ以降が説明参考資料となっております。

まず、補給金単価につきまして、1ページから御説明したいと思います。まず、補給金

単価算定の考え方でございます。加工原料乳の補給金単価は、加工原料乳地域、これは先ほどの暫定措置法で生産される生乳の相当部分が加工原料乳であると認められる地域と定められております。具体的には北海道でございます。

この加工原料乳地域における生産費及び乳量のおおのの移動3年平均の変化率から求めた生産コスト等変動率を前年度の補給金単価に乘じまして、当該年度の加工原料乳生産者補給単価を算定することとしております。

この方式は変動率方式と呼ばれておりまして、平成13年に加工原料乳補給金制度を改正しまして以降、この方式で算定させていただいております。16年度の単価算定におきましても、この方式を用いて算定しております。

続きまして、次でございます算式でございます。考え方で述べました事柄を、算式という形で示しております。このうち2つ目の「・」でございますけれども、生産コスト等の変動率がございまして、これにつきましてはC0分のC1÷Y0分のY1とございます。C0分のC1というのは下にございますように、搾乳牛1頭当たりの生産費の変化率、それからY0分のY1は搾乳牛1頭当たり乳量の変化率という形でございます。

続きまして算定要領でございますが、上段の算式にございますように、単価算定の基礎となりますのは前年度の補給金単価でございます。これはキログラム当たり10円74銭でございます。

続きまして、2ページをおあげいただけますでしょうか。これは、生産コスト等変動率の算定方式を説明してございまして、前ページの算式のとおりです。搾乳牛1頭当たり生産費の変化率を、搾乳牛1頭当たり乳量の変化率で割り戻して算出するというところでございますけれども、生産コスト等変動率の中身につきまして、(1)以下で御説明させていただければと思っております。

まず、2の(1)で、搾乳牛1頭当たり生産費の変化率でございます。この算定の基礎となりますのは、飼養頭数規模別の搾乳牛1頭当たりの全算入生産費を、直近年の飼養頭数規模別飼養頭数ウェイトにより加重平均をしております。これは規模拡大に伴います生産費の削減をといったものを、補給金単価の計算から除外するという意味でございます。

続きまして、酪農経営の実態を的確に反映させるために、この生産費に集送乳経費、それから販売手数料及び企画管理労働費を加算いたしまして、さらに直近の物価・労賃の動向を織り込みます。このようにして算出しました搾乳牛1頭当たりの生産費を、以下、修正生産費と呼ばせていただければと思っております。

修正生産費の算出方法でございますが、アの部分で、物財費の各費目でございます。これは原則といたしまして、当年、先ほどの数式でございますと分子部分の移動3年平均生産費を直近、具体的には昨年11月からことし1月の水準に、また前年、具体的には分母の部分でございますけども、これにつきましては1年前、平成14年11月から15年1月の水準に物価修正をして算出しております。

続きまして、イの家族労働費でございます。これにつきましては、酪農経営の実態を適切に反映させるという観点から、加工原料乳地域の製造業5人以上規模の労働賃金水準により、再評価して算出しております。

続きまして、ウの地代及び資本利子でございます。これにつきましても、当年につきましては直近年、前年につきましては1年前の水準に再評価してございます。

最後にエの企画管理労働費につきましては、生産費調査に基づく企画管理労働時間に、家族労働費と同額の労働賃金単価を乗じて算出するという形でございます。

続きまして、(2)の搾乳牛1頭当たりの乳量の変化率でございます。搾乳牛1頭当たり乳量につきましては、生産費調査における搾乳牛通年換算1頭当たり3.5%換算乳量を、生産費と同様、飼養頭数規模別飼養頭数ウエートにより加重平均をいたしまして、この修正されました乳量を当年の移動3年平均としまして、また前年の移動3年平均に割り戻しまして算出しております。

以上のようにして求めました1頭当たりの生産費の変化率を、1頭当たりの乳量の変化率で割り戻しまして、生産コスト等変動率を算出するという手順でございます。

3ページが一番上にございますのが、16年度単価の試算値でございます。先ほど御説明しましたように、15年度の単価10円74銭に生産コスト等変動率0.9799を乗じまして、前年度より22銭の引き下げになります、キログラム当たり10円52銭という試算を示させていただきます。

それでは、具体的に生産コスト等変動率0.9799をどのように算出したかということ、簡単に御説明したいと思います。6ページをおあげいただけますでしょうか。まず、[1]の1で、搾乳牛1頭当たり生産費の変化率の算定でございますが、C1(当年の修正生産費)につきましては、平成13年から15年までの修正生産費の平均値で、1頭当たり61万2503円となります。また、C0につきましては同様に求めまして、12年度から14年度までの平均値で、1頭当たり61万4255円となります。このC1をC0で割って求めた値、0.9971が搾乳牛1頭当たり修正生産費の変化率となります。



その下の2にございますのが、搾乳牛1頭当たり乳量の変化率の算定でございます。Y1が平成13年度から15年度までの修正乳量の平均値で、1頭当たり8617kg。右のページに移っていただきまして、Y0につきましては、12年度から14年度までの平均値で1頭当たり8468kgでございます。このY1をY0で割って求めた値、1.0176が搾乳牛1頭当たりの修正乳量の変化率となります。

以上のように、1頭当たりで求めました生産費及び乳量の変化率を用いまして、1頭当たりの生産コストの変動率を求めることとなります。これが7ページの中ごろにございます、3、生産コスト等変動率の算定でございます。

先ほどお話ししましたように0.9971と、乳量の変化率が1.0176でございますので、これを割ることによりまして0.9799が、先ほど試算でお示ししました生産コスト等変動率の値となっております。

8ページ以下、これまで御説明しました生産コスト等変動率を算出するための基礎的な数値を表の形式で整理しておりますけれども、時間の関係もございまして、8ページにつきましては説明を省略させていただきたいと思っております。

以上が、補給金単価の御説明でございます。

御参考までに、単価の算定の表には直接反映されませんが、今回22銭の削減となっていました変動要因を簡単に御紹介いたしますと、例えば、家族労働費の変化がございまして、これにつきましては、14年度については他産業の賃金が低水準で推移した中で、この算定に用いられております、北海道における製造業5人以上規模の労働賃金単価につきましては、比較的よかった状況にございました。

一方で、この賃金につきましては、15年度に入りましてから14年度に比較しまして、低い水準で推移しているという統計結果が出ておりまして、これが補給金単価の引き下げ要因に働いております。

また、乳牛償却費の中に廃用牛価格が含まれてございますけれども、これにつきましては、13年9月に発生しましたBSEの影響による大幅な価格低下というものから、価格は着実に回復しておりまして、この動向が補給金単価の下げ要因となっております。

また他方、補給金単価を引き上げた要因といたしまして、飼料費の動向がございまして、最近、世界的な飼料作物市場価格の上昇によりまして、配合飼料等流通飼料費が上昇傾向で推移しております。この点が、補給金単価の引き上げ要因として働いております。

また、生産費の中に乳牛償却費という項目として初妊牛価格がございまして、これにつき

ましても、近年の初妊牛の需要増加を背景といたしまして、初妊牛価格が上昇しております。その結果、補給金単価を引き上げる要素となっております。

また、生産費以外に乳量の変化もございまして、近年、乳量が順調に伸びておりまして、これにつきましても補給金単価を引き下げる方向で働いているということでございます。

続きまして、限度数量につきまして御説明申し上げたいと思います。恐縮ですが、4ページにお戻りいただけますでしょうか。

[ 2 ] 限度数量とございまして、まず、考え方でございます。限度数量につきましては、16年度の推定生乳生産費の中央値から、推定自家消費量、飲用等向け生乳消費量の中央値、その他乳製品向け生乳消費量及び要調整数量の中央値を控除しまして、「特定乳製品向け生乳供給量として見込まれる数量」を算定しております。これが限度数量でございます。

算式として整理しましたのが、この中段にございます。Lが求める数字でございまして、Qにございますように推定生乳生産費からD1からD4、それぞれ上の考え方にございまして自家消費量、飲用向け牛乳消費量、その他乳製品向け消費量、それから要調整数量を差し引きまして、D5の特定乳製品向け生乳供給量を算出しているということでございます。

この算式に基づく算定の具体的な要領について、以下御説明いたします。4ページの下をごらんいただきたいと思います。まず、推定生乳生産量でございます。これにつきましては、最近の経産牛頭数から16年度の経産牛頭数を推定いたしまして、その頭数に乳量を乗じて算出しております。

また、2の推定自家消費量につきましては、最近の動向を考慮して算出するというところでございます。

5ページの上に移っていただきまして、飲用等向け生乳消費量として見込まれる数量でございます。これにつきましては、昭和60年度から平成15年度の国民1人当たりの年間消費支出、牛乳の相対価格、国民1人当たり年間牛乳消費量と国民1人当たりの年金飲用等向け生乳消費量の関数によりまして、16年度の国民1人当たりの年間飲用等向け生乳消費量を推計しておりまして、それに16年度の推定総人口を乗じて算出しております。

4の、その他乳製品向け生乳消費量につきましては、最近の動向を考慮して算出するというところでございます。

最後に5の要調整数量については、輸入乳製品を除きます16年度の推定総消費量を上回って生産されると見込まれる生乳量でございまして、生産の調整が必要な数量として数値を置いてございます。

その具体的な数値をお示ししましたのが5ページの中段以下で、試算としてございます。上から順に申し上げますと、推定生乳生産量の中央値 842 万 8000 t、推定自家消費量 8 万 3000 t、以下、飲用等向け生乳消費量が 496 万 7000 t、その他乳製品向け生乳消費量が 122 万 t、要調整数量が5万 8000 t、結果として求められます数量が 210 万 tでございます。これは、前年度 15 年度の限度数量と同量でございます。

それでは、この数値を算出したしました具体的な算定方法につきまして、簡単に御説明したいと思っております。また少し飛んでいただきまして、11 ページをおあげいただけますでしょうか。11 ページの表で整理してございます。

これは推定生乳生産量Qの算定基礎を示したものでございます。ちょっと複雑でわかりづらいかと思っておりますけれども、まず右の 11 ページの左上の部分に 経産牛頭数という項目がございます。その右隣に 経産牛1頭当たり月間乳量がございます。 の頭数と の乳量を掛け合わせたものが にございます、それぞれの月ごとの生乳生産量でございます。これを平成 16 年 4 月から 17 年 3 月まで足し上げることによりまして、16 年度の推定生乳生産量を算出するというのが全体の枠組みでございます。

それでは、毎月の経産牛頭数 の数値をどのように推定したかについて御説明いたしたいと思っております。

まず、左の 10 ページでございますけれども、それぞれの月の の欄でございますが、28 カ月前出生雌残存頭数につきまして、初産牛、つまり新たに生乳を生産する牛の数ということで考えております。具体的に言いますと、例えば一番上の欄の 15 年 6 月でございますと、13 年 2 月に生まれた牛が 28 カ月たちまして初妊牛になるという形でございます。順次、それぞれ 28 カ月ずつずらして頭数が計算されているということでございます。

にございます残存頭数が、直接経産牛に移るわけではございませんで、これに の初産牛分娩可能頭数の残存率を に掛けまして計算してございます。残存率というのは、いろいろ飛んで恐縮でございますけれども、11 ページの備考欄 1 にございます、近年の出生雌牛頭数と残存率の関係から求めました 0.8764 という数値を使用しまして、全体の母数に乗じまして計算しているということでございます。

それから の頭数でございますけれども、例えば前月 15 年 8 月となっている部分の数値が 2 万 858 頭でございますが、これにつきましては直接左の欄の 2 万 1034 頭から持っていくだけではなくて、前後のところからここに入ってくる可能性があるということで、前後 5 カ月の残存頭数の平均値掛ける残存率という形で、2 万 858 頭を出しているというこ

とでございます。それを順次月ごとに整理している。

説明が前後いたしましたけども、出生年月から 28 カ月齢の残存頭数を求めまして、そのうち前後 5 カ月で平均化いたしまして、 の欄を求めているということでございます。

その右隣の繰り越し経産牛頭数という部分は、その時点で経産牛がどれだけいるかという数値を示したものでございます。例えば、前月 15 年 8 月の部分については 111 万 4000 頭でございます。これは右の の前月の数値をここに持ってきております。例えば、右の表の一番上を見ていただきますと、 111 万 4000 頭というのがございます。これは前月の経産牛頭数が翌月の繰り越し経産牛頭数となるという形で、この数値をそのまま持ってきている。

そうしますと、 の月初め経産牛頭数は、前月末の経産牛頭数に、この月に新たに経産牛になる頭数として で計算された頭数が加わりまして、 + という形で 113 万 4858 頭という形で計算されるわけでございます。

その計算された に対しまして、月間経産牛減耗率という数値を掛けてございます。具体的に申しますと、また恐縮でございますけども、備考欄の 2 をごらんいただけますでしょうか。これにつきましては、既に実績がわかっております平成 15 年 8 月から 16 年 1 月につきましては、乳用雌牛屠畜頭数と経産牛減耗頭数の関連から推計した減耗頭数を実数で設けまして、また現在実績がわかりません 16 年 2 月以降につきましては、過去の数値の平均値を用いまして、この月初め経産牛頭数から減耗する頭数を差し引きまして、当月の経産牛頭数を計算するということでございます。

こういう形で毎月の経産牛頭数を推計しまして、順次翌月に送って、また新たに経産牛となる頭数を加えて計算しましたものが の欄でございまして、月ごとに計算してございます。

このようにして推計しました各月の経産牛頭数に、 にございます経産牛 1 頭当たりの月間乳量を掛け合わせることにしてございます。この毎月の月間乳量につきましては備考欄 3 にございます。近年の 1 頭当たり推定月間乳量をもとに、経産牛 1 頭当たり年間乳量の動向を考慮して推計してございます。

その結果、 と を冒頭御説明しましたように、経産牛頭数と 1 頭当たり月間乳量が推計できますので、これをそれぞれの月ごとに掛け合わせまして計算しましたのが の欄でございまして、それを年間で足し合わせまして、16 年度計といたしまして、右下の欄でございすけども、 838 万 3000 t を推計しているということでございます。

以上、ちょっと長くなりましたが、16年度の推定生乳生産量の推計方法でございます。

続きまして、12ページでございます。2の推定自家消費量につきましては、最近の動向を考慮しまして8万3000tと推計してございます。

次が、3の飲用等向け生乳消費量でございます。これにつきましては、D2AとD2Bと2つに分けて算出してございます。D2Aというのは下にございますように、学校給食用を除きました飲用向け生乳消費量でございます。

具体的にはこの下に書いてございますけども、国民1人当たりの飲用向け生乳消費量と、国民1人当たりの実質民間最終消費支出、それから牛乳の相対価格及び国民1人当たりの牛乳消費量との関数から、16年度の国民1人当たりの飲用向け消費量、具体的にD1を推定いたしまして、これに16年度の推定総人口Nを乗じることによりまして算出されます。具体的にはこの上にございますように、455万5000t～456万8000tという数値が算出されております。

また、D2Bは学校給食用生乳消費量でございます、児童・生徒数の減少も勘案いたしまして、40万6000tという形で推定してございます。

このD2AとD2Bを足し合わせますと、16年度に飲用等向け生乳消費量として見込まれる数量は496万1000t～497万4000tとなりまして、その中央値は496万7000tでございます。

12ページの一番下のその他乳製品向け生乳消費量につきましては、15年度実績を基礎にいたしまして、最近の動向を考慮して122万tと推定しております。

次に、13ページの右上の要調整数量につきましては、先ほど御説明しました16年度の推定生乳生産量838万3000t～847万4000tから16年度の推定生乳供給量、需要量と書いてもよろしいかもしれませんが、835万1000t～839万tを差し引きまして、3万2000t～8万4000tという形で算定しているということでございます。

以上のように、それぞれ生乳生産量、自家消費量、飲用等向け消費量、その他乳製品向け消費量、要調整数量を推計いたしまして、限度数量につきましては210万t、前年同と見込んでございます。

14ページ以下につきましては、先ほど来御説明してあります限度数量の算定の基礎となります数値を表形式で整理してございますが、時間の関係もございまして、この部分につきましては説明を省略させていただければと思っております。

以上、算定資料の説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

続きまして食肉鶏卵課長から、指定食肉の安定価格、肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格に関する諮問文の朗読をお願いいたします。

佐藤食肉鶏卵課長 食肉鶏卵課長の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

座ったまま読ませていただきます。

3 - 2をおあげいただきたいと思います。

#### 諮 問

畜産物の価格安定に関する法律（昭和 36 年法律第 183 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき平成 16 年度の指定食肉の安定価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項について、同条第 5 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

続きまして、資料 3 - 3 でございます。

#### 諮 問

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和 63 年法律第 98 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき平成 16 年度の肉用子牛の保証基準価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項及び同条第 2 項の規定に基づき肉用子牛の合理化目標価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項について、同条第 7 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

以上でございます。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

それでは引き続き、朗読いただきました諮問に関連して、食肉鶏卵課長から御説明をお願いいたします。

佐藤食肉鶏卵課長 資料 4 をおあげいただきたいと思います。

資料 4 につきましては、平成 16 年度の畜産物価格等ということで、先ほど牛乳課の方から説明がございましたが、資料 4 の 2、3 でございます。まず、指定食肉の安定価格でございます。牛肉、豚肉につきまして、それぞれ安定上位価格、安定基準価格を定めることとなっておりますが、16 年度につきまして、1 kg 当たり牛肉安定上位価格 1010 円、安

定基準価格 780 円。豚肉につきまして、安定上位価格 480 円、安定基準価格 365 円でございます。

次に、3 でございます。指定肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格でございます。初めに、保証基準価格でございますが、それぞれ畜種、品種ごとに出ております。16 年度は、黒毛和種 30 万 4000 円、褐毛和種 28 万円、その他の肉専用種 20 万円、乳用種 12 万 9000 円、交雑種 17 万 5000 円でございます。

続きまして、合理化目標価格でございます。黒毛和種 26 万 7000 円、褐毛和種 24 万 6000 円、その他の肉専用種 14 万 1000 円、乳用種 8 万円、交雑種 13 万 5000 円でございます。

続きまして、一番下の合理化目標価格の適用期間でございますが、今回の合理化目標価格の適用期間は、平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日までとするというものでございます。

続きまして、資料 6 - 1 から 6 - 6 まで、私が今申し上げました指定食肉あるいは保証基準価格の算定要領なり、参考につきまして御説明させていただければと思います。

まず、資料 6 - 1 をおあげいただきたいと思います。資料 6 - 1 につきましては、指定食肉の安定価格の算定要領が書かれておるところでございます。まず、1 ページの第 1 番目の豚肉につきましては、指定食肉の安定価格制度というものは、農畜産振興機構の需給操作ということで、調整保管といった需給操作を通じまして、いわゆる安定価格帯の幅の中に実勢価格を安定させることを目的としているわけでございます。

この安定価格につきましては、畜産物の価格安定に関する法律に基づきまして、毎年豚肉の生産条件、あるいは需給事情、その他の経済事情を考慮して、再生産を確保することを旨として定めることとされておりまして、算定につきましては、従来から需給実勢方式ということで行っているところでございます。

豚肉の場合につきましては、いわゆるピックサイクルといったものを考慮いたしまして、過去 5 年間を基準期間といたしまして、その期間における肉豚の農家販売価格に生産費指数を乗じまして、来年度の農家販売価格を推定しまして、これを枝肉換算係数と定数によって、卸売市場で販売される枝肉価格を換算いたしまして、さらに変動係数を用いて安定基準価格と安定上位価格という形で上下に開いて算定しているものでございます。

これを算式にまとめますと、 $P$  という求める安定価格でございますが、これが  $P_0 \times I$  と  $m$  と  $k$  という枝肉換算係数を掛け合わせまして、 $1 \pm v$  で上下に開いて算定しているところでございます。

詳しい内容につきましては、2ページをごらんいただきたいと思います。まず、基準期間の5年間の肉豚の農家販売価格（ $P_0$ ）の計算につきましては、平成11年2月から16年1月までの5年間の肉豚の農家販売価格を平均いたしまして算出することになっております。

ただし書きにございますように、従来から同一のルールで行っておりますが、安定価格帯におさまっていない場合につきましては、それぞれ安定基準価格、あるいは安定上位価格に見合う農家販売価格に補正しておるわけでございます。

続きまして、Iでございます。Iの計算におきましては、アからエまでその要素が書いてあるわけでございますが、生産費指数の過去5年間の基準期間における平均的な生産費に対しまして、価格算定年度となる平成16年度の推定生産費の変化の動向を見るための指数でございます。

アからエまでありますように、生産指数には4つの構成要素があるわけでございまして、 $q_0$ 、 $q_1$ 、 $p_0$ 、 $p_1$ となっておりますわけでございますが、これらを総合的に計算しまして、オでIを計算しているところでございます。

アに当たります第1の要素の $q_0$ でございますが、過去5年間の基準期間における実質費用でございます。生産費の各費目をそれぞれに対応する物価指数で除しまして、実質化しまして、平均して過去5年間の実質の費用（ $q_0$ ）の額を求めるわけでございます。実質化することの意味といたしましては、物価の変動要因を排除いたしまして、純粋に生産費の動向を分析・比較することになるわけでございます。

続きまして、イでございます。価格算定年度の実質生産費における各費目の実質費用の計算でございます。イにつきましては、先ほど私申し上げました上の過去5年間の実質化した各費目の傾向、趨勢値から、価格算定年度でございます平成16年度の実質費用の計算を行いまして、これを便宜上 $q_1$ と呼んでいるわけでございます。具体的には、生産費のそれぞれの費目ごとに、過去の趨勢等から算定年度の実質生産費を推計しているものでございます。

続きまして、ウでございます。基準期間の各費目に対応する物価指数（ $p_0$ ）でございます。これにつきましては、各費目ごとに「農業物価統計」等を用いまして、過去5年間の生産費調整に対応する期間の物価指数の平均値（ $p_0$ ）を算出いたします。物価指数とは、基準となる年、平成12年でございますが、この物価を100とした場合における相対的な価格をあらわす指数でございまして、物価の変動をはかる尺度でございます。



一方、価格算定年度におきます物価指数につきましては工にございますように、各費目ごとに最近時、原則といたしまして平成 15 年 11 月から平成 16 年 1 月までの 3 カ月間の平均の物価指数から算出しております、この 4 つの要素を記号で言いますと、 $q_0$ 、 $q_1$ 、 $p_0$ 、 $p_1$  が求まるわけでございます。この求めた数字を、次の 3 ページのオで生産費指数 ( $I$ ) を出すわけでございます。

結論から申し上げますと、各費目ごとに  $q_0$  と  $p_0$  を乗じて足しまして、 $q_0 p_0$  を分母といたしまして、求める来年度の  $q_1$ 、 $p_1$  を乗じて得られた費用の合計を分子といたしまして、その率で生産費の指数が出ることになるわけでございます。

続きまして (3)、(4) でございますが、枝肉の換算係数 ( $m$  と  $k$ ) でございます。以上、掛け合わせました段階で、肉豚の農家販売段階における 16 年度の価格が計算されるわけでございますが、安定価格は枝肉の卸価格でございますので、これを省令規格の枝肉の卸売価格に換算する必要がございます。このため、基準期間 5 年間における指定食肉の枝肉卸売価格と肉豚農家販売価格の関係を出しまして、これを 1 次回帰式で作成いたしまして、その式に、(2) までで求めました 16 年度の肉豚の農家販売価格を入れまして、枝肉販売価格を算定することとなっておりますわけでございます。

最後に、下にございます変動係数でございます。変動係数につきましては、中心価格を変動係数、すなわち豚肉で生じると認められます通常の価格変動幅、大体これが 14% となっておりますので、これによって上下に開くといったものでございます。

以上が、豚肉についての安定価格算定の考え方でございます。これを、ことし具体的にやってみたものが資料 6 - 2 でございます。1 ページをおあげいただきたいと思っております。先ほど申し上げました算式が出てございますが、この算式に即しまして、先ほど申し上げました数字を入れたものでございます。

1 ページの中段の (2) をごらんいただきたいと思いますが、 $P_0$  のところに 276 円が入ります。そして、 $I$  が 0.973 となりまして、 $m$  は 1.544、 $k$  が 8.21 でございまして、あと  $1 \pm 0.14$  となっているわけでございます。

$I$  の根拠につきましては、3 ページをごらんいただきたいと思っております。先ほど申し上げました  $q_1$ 、 $p_1$  というので、分子に基準期間の 5 年間の各費目に対する物価指数と、価格算定年度の生産費における各費目の実質費用、推定した額に最近の 3 カ月間の物価指数を分子といたしまして、分母が基準期間の生産費の実質費用と物価指数のトータルで割ったものでございまして、それが (2) にございます 24063、24729 といった数字にな

りまして、割りますと 0.973 となります。ここで 1 ページ戻りますが算式といたしまして、結論として ( 2 ) にございますが、上の方が 482.05 円、下の方が 363.65 円でございます、従来からこれの四捨五入との関係にございまして、上が 480 円、下が 365 円といった結果になるわけでございます。

4 ページ以降には、この計算の基礎となります参考資料を付してございますが、時間の都合上、これは省略をさせていただきたいと思えます。

それと同じようなことで算式したものが、牛肉についても言われるわけでございます。牛肉につきましては、資料 6 - 3 をおあげいただきたいと思えます。1 ページに、先ほど申し上げましたが豚と同じような考え方で、P のところに算式がございます。牛肉につきましては、B - 2、B - 3 といった比較的身近な牛肉を要素として選んでおります関係上、B - 2、B - 3 は和牛とホルスタインの 2 つの種類から出てきますものですから、先ほど豚肉で申し上げました算式と全く同じ考え方でございますが、P 0 w というのと P 0 d が出てきております。P 0 w が和牛の関係の式でございます。P 0 d がホルスタインの関係の式でございまして、先ほど申し上げましたような考え方で拾っておるものでございます。

同じようなことで、いろいろ係数かなにかにつきましてございます。従来から同じようなやり方でやってきておるわけでございますが、これにつきまして計算式を基準期間の去勢肥育和牛の農家販売価格でありますとか、基準期間の乳用雄肥育農家販売価格が数値的に 2 ページ以降に出ておりますので、これを自動的に ( 2 ) に試算したものが下に出ております。

それを計算いたしますと、上の方が 1010.73 円、下の方が 778.17 円ということで、これも先ほど申し上げました四捨五入との関係で 1010 円、780 円となるわけでございます。

先ほど数字の中の 0.966 あるいは 0.926 という生産指数の変化でございますが、これの算式の根拠は 4 ページをおあげいただきたいと思えます。4 ページに同じようなことで、基準期間の生産費における各費目の実質費用、価格算定年度の生産費における各費用の実質費用、基準期間の各費目に対応する物価指数、最近時の各費目に対応する物価指数の要素を豚と同じような考え方で、基準期間の生産費における各費用の実費用と物価指数を掛け合わせたトータルを分母といたしまして、分子に価格算定年度の生産費における各費目の実質費用を推定いたしまして、最近時の物価指数で掛け直しまして、そのトータルを分子にいたしまして、その率を求めたものでございます。

その試算の結果、4ページの(2)にございますが、去勢和牛、乳用雄肥育につきまして、0.966、.0926といった数字に当たるところでございます。

5ページ以降に、その際根拠となりますそれぞれの数的な要素につきまして、ここに挙げさせていただいております。時間の関係上、省略させていただきたいと思っております。

続きまして、6-4をごらんいただきたいと思います。本日一番御議論いただきたるところでございます。16年度の指定肉用子牛の保証基準価格と合理化目標価格の算定要領でございます。

まず、1ページをごらんいただきたいと思います。保証基準価格につきましては左側に5つほど並んでおるわけでございますが、これにつきましてはそもそもは牛肉の輸入自由化が、肉用子牛の価格に影響を及ぼすことが予想されましたため、この影響に対処するといったことで、子牛の実勢価格が低落したときに保証基準価格を下回った場合に、生産者に対して生産者補給金を交付しまして、肉用子牛の再生産の確保を図ることを目的としているものでございます。

その際、子牛につきましては品質がそれぞれ違いますものですから、1ページの上でございますように、5つの種類ごとに区分で算定しているわけでございます。具体的な算式といたしましては1ページに算式がございますように、 $\{(P_0 \times I) \times m + k\} \times D$ といった数字になっております。

$\{(P_0 \times I) \times m + k\}$ というのは、先ほど豚やなにかで申し上げましたような考え方になっておりまして、ここで数字を出しまして、Dで品質格差ということで、1ページのDの注釈にございますように、指定肉用子牛(黒毛と褐毛)の市場取引価格と、黒毛、褐毛、その他の肉種の市場取引価格との格差、それと指定肉用子牛(乳用種)の市場取引価格と、いわゆる交雑種の市場取引価格の格差から求めた係数を掛け合わせまして、保証基準価格を求めるわけでございます。

牛の場合P<sub>0</sub>に戻るわけですが、基準期間につきましては、先ほどの豚の場合は5年間と申し上げましたが、牛の場合には7年間といったことでとらせていただいているところでございます。

1ページの左側で注意すべきものとしたしましては、乳子牛につきましては、今言った和子牛と同じような考え方でやるんですが、乳子牛の農家販売価格と、乳子牛の生産費によるコストの変化率を使用しまして出すことといたしているところでございます。

2ページをごらんいただきたいと思います。先ほどの要素の御説明でございますが、基

準期間の肉用子牛農家販売価格  $P_0$  の計算でございますが、農業物価統計によります基準期間といたしまして、自由化前の昭和 58 年 2 月から、平成 2 年 1 月までの 7 年間の和子牛の農家販売価格と乳子牛の農家販売価格を平均しまして  $P_0$  を求めております。

ただし書きがございますように、異常値につきましてはこうした標準偏差値の中でおさめることとしているところでございます。

それと変動率ということで、これから一番大きな要素になってきます I の生産費指数の計算でございますが、( 2 ) にございますように、和子牛と乳用肥育牛の生産費をもとに算定しているわけでございますが、基本的には  $q_0$ 、 $q_1$ 、 $p_0$ 、 $p_1$  の計算方法を、豚肉、牛肉の安定価格と同じでございますが、農家販売価格と同様、基準期間を自由化前に固定しておりまして、自由化前の生産コストと、ことし算定します価格算定年度のコストを比べるといったことが、この計算式の大きな特徴になっておるところでございます。

生産費の内容を見ますと、和子牛につきましては繁殖雌牛の償却費。乳用種につきましては、いわゆる素畜費、又レ子価格がそれぞれの品質で異なった動きをしているために、品質ごとに算出することとしているところでございます。

次に、3 ページでございます。先ほど申し上げました、 $q_0$ 、 $p_0$  といった一連の要素を出しまして、3 ページのオで生産費指数ということで、ここにございますように分母に  $q_0$  と  $p_0$  を乗じて得られた費用の合計、これは自由化前の費用ということで固定されるわけでございますが、この固定した分母に  $q_1$  と  $p_1$  を乗じまして求める費用の合計を出しまして、ここで求める年のコストの比率を出しまして、 $p_0$  に掛けていくといった手法になっているわけでございます。

( 3 ) につきましては、先ほど豚やなにかにも出てきておりますが、市場取引換算係数と定数といったことで、一定の回帰式で出しているやつでございます。

( 4 ) につきましては品質格差係数ということで、5 つの品種がございますので、それぞれの格差につきまして一定の数字が出てきますので、これを掛け合わせまして出しているものが保証基準価格の考え方でございます。

次に 4 ページで、合理化目標価格でございます。まず、合理化目標価格の考え方でございますが、これにつきましては輸入の自由化といったことで、輸入牛肉に対応する価格で国産牛肉の生産を行っていくというときに、肥育経営が支払い可能な子牛の価格水準を求めるといったものでございます。

これにつきましては、和牛系列と乳用種系列の 2 つの系列に分けて計算いたしてい

るわけですが、そのときの基本的な計算方法の考え方につきましては、 $P = \{(C \times T \times Q) \times u + v\}$ と色々な算式が書いてございますが、まず考え方といたしまして、直近 10 年間の輸入牛肉価格に關稅率と諸経費を掛けまして、輸入牛肉が日本国内に入ってくる場合の部分肉の価格を、直近 10 年間の数字をもとに出しまして、今度はその部分肉に輸入牛肉と国産牛肉の品質価格差係数を掛けまして、品質格差を考慮した輸入牛肉に対応する国産牛肉の部分肉価格を計算いたします。

この計算したところに、部分肉と肥育農家販売価格との関係式から、肥育牛 1 頭当たりの農家販売価格に換算いたしまして、あとはその販売価格から肥育に必要な経費を控除しまして、肥育段階における子牛の農家購入価格を算出するといった考え方で出されておるものでございます。

これの具体的な計算方式につきましては、5 ページをおあげいただきたいと思います。(1)(2)(3)(4)ということで、先ほど申し上げました、まず牛肉輸入価格の計算の方式につきまして、ここにございますような考え方で出させていただきます、(2)で關稅率かなにかをこういった数字で算出して、品質格差係数を掛け合わせまして、肥育牛の換算係数を掛けて出しているわけでございます。

以上、計算式を申し上げましたが、平成 16 年度の指定食肉の具体的な数値につきましては、資料 6 - 5をおあげいただきたいと思います。1 ページは、先ほど申し上げました保証基準価格の算定式でございますが、2 ページに具体的な数字を入れさせていただいております。1 ページの算式に具体的な数字を入れておまして、まず  $P_w$ 、和牛の関係ですが、 $P_0$  が 30 万 2660 円ということで固定しております。これに先ほどの  $m$  ということ で 1.13、 $k$  が 11065 といったことでこの数字が出てきますが、こちら辺は余り変わりませんが、少数がついております生産指数につきましては 0.932、0.924、0.878 といった変化が出てきております。

これが和牛でございまして、そうした計算をいたしますと、ここにございますように黒毛、褐毛、その他の肉専用種につきまして、30 万、28 万、20 万といった数字が出てきて、保証基準価格については 15 年と同じような数値になるところでございます。

2 ページの  $P_d$  をごらんいただきたいと思います。乳用種につきましても先ほどと同じようなことで、計算式に 16 万 7246 円というのは変わりませんものですからこの数字を入れまして、あと係数が 1.039、- 3239 につきましても自動的に出てくるものでございますが、この変化の要因となります  $I$  として、0.759 といった数字が今回出てきたところで

ざいます。

0.759 の数字の根拠につきましては、7 ページをごらんいただきたいと思います。生産費指数の計算のところでございます。先ほどの黒毛から交雑まで 0.9 といったことを申し上げましたが、この具体的な基礎となりました試算でございます。乳用種につきましては 0.759 ということで、分母に 14 万 9344 円といったことで、これについては自由化前の生産コストでございます、これは一定しております。

分子の 11 万 3370 円が 16 年度に見込まれます生産コストでございます、この根拠につきましては 19 ページをごらんいただきたいと思います。乳用種につきまして、 $p_0$ 、 $q_0$ 、 $q_1$ 、 $p_1$  を計算したものがここに出ておりまして、具体的に労働費、えさ代、燃料費につきましてそれぞれ基準期間内の計算をいたしたものが、19 ページの表になっております。

一番下の生産費をごらんいただきたいと思います、 $q_0$ 、 $p_0$  は一定しておりまして 14 万 9000 円でございますが、 $q_1$ 、 $p_1$  につきましては 11 万 3370 円となるわけございまして、この数値がことし求められました結果、先ほど言ったような変化率になりまして、2 ページに返っていただきますが、結論といたしましては、16 年度に見込まれる保証基準価格につきましては 12 万 9000 円となったわけでございます。昨年 13 万 1000 円であったわけでございますが、今回現行の方式で行いますと、2000 円ほど下がるといった結果になったわけでございます。

あと、合理化目標価格についても同じような計算でやっておりますが、昨年と変わっておりませんので、説明は省略させていただこうと思います。

なお、食肉関係資料という白い冊子がございますので、これの 140 ページをごらんいただければと思います。なぜ、乳用雄牛だけこのようにして保証基準価格が変わるのかといったことが出てくるかと思えます。一定の計算式で淡々と計算したわけでございますが、乳用雄育成牛の生産費の推移をごらんいただければ、御理解いただけるかと思えます。

まず、乳用雄牛の育成牛の生産費の推移でございますが、一番右側の全算入生産費をごらんいただきたいと思います、平成元年以降、平成 15 年度の数字が出ておりますが、平成元年の自由化前後のときには、21 万 8750 円といった全算入の生産費であったわけでございます。

このときに注目いたしますのは、その費用をごらんいただきたいと思います、特にその中で大きなウエートを占めておりますのは、140 ページのところでございます素畜費が 13

万 1727 円ということで、半分以上が素畜費の価格であったわけでございます。

これが一番下の平成 15 年度をごらんいただきたいんですが、いわゆる今は又レ子が 3 万 8514 円ということで、かなり素畜費が下がっております。労働費やなにかも下がっておりますわけですが、素畜費のウエートが相当減っております。そうした結果、右側の方をごらんいただきたいんですが、全算入の生産費につきましては 11 万 5461 円といった数字になっているわけでございます。

保証基準価格はここ数年 13 万 1000 円であったわけですが、13 万 1000 円といった数字を見ますと、平成 10 年ごろまではこれと同じような数字であったわけですが、12 年度以降は 13 万 1000 円を割ったような数字になっておるわけでございます。

先ほど申し上げましたように、基準期間やなにかの取り方、あるいは分母が固定化しておるといったことから、保証基準価格については計算上、去年までは 13 万 1000 円だったわけですが、ことし同じような計算方式でやったといたしましても、こういった労働費の下げ、素畜費、あるいはほかの費用の下げが作用いたしまして、えさ代が若干上がってはおりますけれども、今回のこういった引き下げの要因になったところでございます。

以上、あちこち飛びましたけれども、説明とさせていただきます。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

#### 要求資料説明

生源寺部会長 以上で、諮問に関連いたしました事務局の説明を一応終わりますが、本日の部会の開催に際しまして、事前に矢野委員から要求のございました、牛肉トレーサビリティの生産段階に係るコスト等につきまして、畜産振興課長から御説明をお願いいたします。

塩田畜産振興課長 それでは、お手元の資料で要求資料、質問という番号のないものがございます。これの 1 番につきまして御説明申し上げたいと思います。

なお 3 番のところ、寺内委員からも同様の質問がございますので、1、3 をまとめて御説明したいと思います。

開いていただいて、牛肉のトレーサビリティの生産段階に係るコスト等でございます。法律の方は昨年 12 月 1 日から施行でございます。生産段階につきましては昨年 12 月 1 日から施行されたところですが、御存じのとおり B S E の発生以降、13 年度後半か

らすべての牛の両耳に黄色い耳標をつけて、それを対象として牛の個体識別を始めておりました。したがって、12月1日から新たにというコストの発生は特にございません。

しかしながら、ここにお示しておりますように、上段の方に生産段階でのコストということと言えますと、まず耳標代そのもの、または耳標の装着の経費。そしてまた農家の皆さん方、管理者の皆さん方からの出生、あるいは異動、死亡、と畜に関する届出。そして届出が来たものにつきまして3で受付、データを整理・管理する。

そして4番で、そうしたデータにつきまして整理收拾したのものにつきまして、ホームページ等を作成、運営、管理しながら、情報として提供し公表する。こうした経費が当然ながらかかっております。

下段で、こうした経費の中で、実際に助成ということがございますと、両耳につける黄色い耳標代として3億4700万。届け出の受付、データ管理、また情報を公開するということに2億8500万。いずれも15年度の見込みでございます。合計で6億3200万でございます。

当然ながら、こうした数字にあらわれる以外に耳標をつける作業、あるいは届出という意味では管理者の皆さん方、また途中で農協の皆さん方の指導等々ありますが、そういうものは数字に出ておりません。そういう形で、2番を負担しております。

ただ、こうした中で耳標代の負担につきましては、BSEの発生ということでスタートし、緊急に始まったということで、現在無償ということで農家の皆さん方に配付しております。

これから法律に基づいた制度ということでは、今後将来にわたりまして安定的にやっていくということで、今、専門委員会で耳標の負担のあり方については、検討を進めているという状況でございます。

以上でございます。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

続きまして、同じく矢野委員から御質問のございました、農林水産省の安全についての考え方について、国際衛生対策室長から御説明をお願いいたします。

釘田国際衛生対策室長 国際衛生対策室長の釘田でございます。よろしく願いいたします。

御質問は2点ございます。まず1点目でございますが、ちょっと読ませていただきます。

「EU等では、一定の月齢以上の牛に全頭検査を行っている中で、米国に対して我が国同



様の全頭検査を求めることは国際的に問題にならないのか」という御質問でございます。

これにつきましては、昨年 12 月 24 日、米国での B S E の発生を受けまして、それ以来、米国産牛肉の輸入の一時停止措置をとっておりまして、その後米国との間では輸入再開に向けまして、何回かの協議、話し合いを継続しているところでございますが、現時点ではまだ具体的な進展に至っておりません。

その中での農林水産省の考え方を御説明させていただきたいと思っております。食の安全・安心を確保するために何が重要かということにつきましては、最終的にはそれぞれの国の消費者の意向を踏まえて判断すべき問題であると考えております。

平成 13 年 9 月に、我が国で初めて B S E が発生しました際に、牛肉の消費が減退するなど極めて大きな影響が生じたために、我が国では食用に供される牛については、すべての牛について B S E 検査を実施すること。それから、特定危険部位を除去することによりまして、食の安全・安心を確保してきたところでございます。

一方 B S E につきましては、まだ科学的に未解明な部分が多い疾病であるということがございまして、さらに我が国で行ってきました全頭検査の結果といたしまして、非定型的な B S E と言われます、非常に若い牛での B S E の感染牛が発見されたこと。

それから、我が国ではヨーロッパと若干傾向が違いまして、B S E 感染牛の多くのものが臨床的な症状のある牛ではなくて、屠畜場における健康な牛から見つかっているといったことがございまして、まだ B S E といった疾病についての理解が流動的な要素がたくさんあると考えております。

こういったことを踏まえまして、O I E（国際獣疫事務局）が定めております国際基準につきましても、毎年見直しをされていることがございます。

したがいまして、日本の消費者に安心して米国産牛肉を消費していただくためには、米国から日本に輸出される牛肉につきましても、日本が講じている措置と同じ措置を講じていただくことが基本であると考えているところでございます。

以上が 1 点目です。

2 点目につきまして申し上げます。御質問は、「我が国で B S E が発生したときは買い上げ処分した一方で、昨年 12 月末以前の米国産牛肉は国内に流通している。これらを踏まえ農林水産省としては、安全についてどう考えているのか」という御質問でございます。

先ほども申し上げましたとおり、農林水産省では家畜伝染病予防法に基づきまして、12 月 24 日に牛肉の一次輸入停止措置をとっておりますが、同じく厚生労働省におきまして

も、同日付で米国からの輸入牛肉等につきまして、食品衛生法に基づいた禁止措置をとっております。

また、あわせまして、米国から既に輸入された牛肉及び牛肉等の加工品のうち、特定危険部位が含まれる、またはそのおそれがあるものについては回収、または販売の自粛を指導したと聞いております。

一方で、牛肉自体は異常プリオンが蓄積する部位ではないということから、既に輸入され、国内に流通している米国产の牛肉につきましては、回収等の措置はとらないこととしたと聞いております。

以上のようなことを踏まえまして、農林水産省といたしましては、牛肉の安全性を確保するという観点からは先ほども申し上げましたとおり、BSEの全頭検査及び特定危険部位の除去が必要であると考えているところでございます。

以上で御説明にかえさせていただきます。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

それでは次に、寺内委員から御質問のございました、牛の脊柱処理に係る食肉事業者とレンダリング業者との契約状況、処理に対する支援措置について、食肉鶏卵課長から御説明をお願いいたします。

佐藤食肉鶏卵課長 座ったまま答えさせていただきます。

今、寺内委員の方から御質問のあった脊柱の処理の問題でございます。脊柱につきましては、経緯を申し上げてからだんだん御説明した方がいいかと思うんですが、昨年、食品安全委員会で脊柱の中に背根神経節がどうしても含まれるということで、OIEも踏まえまして、特定危険部位と同じような扱いをしるということで、ことし2月から食品衛生法上、牛の脊柱についてはスープといった食用に供してはならない、使ってはならないといった規制が加えられました。

農水省といたしましても、牛骨は蒸製骨粉ということで、133度かなにかに熱しまして、砕いた骨粉を肥料として使うということ。

それともう1つは、出てきます油を飼料油脂という2つの使い道があったわけですが、その原料から牛の脊柱を使わないといった、消極的な規制になったわけでございます。

私どもといたしましては、骨の有効利用の観点からは、できるだけ化製業者に出すときに、脊柱を除いて分別したものを出していただければといったことで、関係の方にいろいろ

ろと御協力なり御理解を求めてきたところでございます。

御質問にございますように、正直なところ契約状況については、大体話がまとまって調印寸前になっているというのが、東北を初めとしまして出てきておるようでございますが、まだ具体的に調印に至ったといったようなことについては私はまだ聞いておりませんが、いずれにしろ、5月1日からの施行でございますので、できるだけ早く脊柱の分別契約といったものを締結していただければと思っておりますところでございます。

これに対しまして、ただ使ってはいけない、分けてくださいというだけでは、委員おっしゃいましたようになかなか進まないといった状況になっております。当方で今考えておりますのは、食肉処理センター、あるいは食肉の卸、小売段階で発生します脊柱を焼くとか、あるいは分別するに当たりまして、いろんな物的なハードの設備が必要になると思っておりますので、まず食肉センターなり事業協同組合に対しまして、切断機でありますとか保管施設の一連のハードの事業を、新たに16年度から開始するといったことで、財務当局とも大分折衝、調整が終わったところでございます。

それともう1つは、具体的に分別かなにかが促進されるように、化製業者さんと食品事業者、あるいは食品センターと化製業者さんが、分別した骨を供給するような契約が促進されることを図る必要があると考えております。そのために、契約したこと、出した骨に着目しまして、本年度限りの契約締結を促進するという観点から、本年度限り一定の促進費を交付するというふうに考えておるわけでございます。

この促進費と申しますのは、食肉事業の関係者の皆さんからも、プレートだとかいろんな初動的なものがかかるといったこともございますので、金額的にはそれほど大きなものにはならないかと思いますが、契約を締結したことに着目しまして、一定の助成を行っていきたいと考えているところでございまして、これも財務当局の方とも大体折衝・調整が終わっておるといった次第でございます。

それと、先ほどの質問2との関係もありますが、こうしたBSEの関連で、牛の脊柱を流通過程から除外していく場合には必ずコストが発生するわけでございまして、このコストの負担といったものが、最終的には経営内で吸収していただくことが一番いいわけでございます。そのためには先ほど申し上げましたような、国といたしましてもハード的な整備につきまして一定の助成はすることとしておりますが、経営内でおさめられないものは、川下の方に転嫁していくといったようなことがリーズナブルではないかと考えております。

消費者の皆さんにも一定の理解をしていただく必要があるんじゃないかと考えておりま

して、私ども今申し上げましたハード事業以外にも、事業者の方が消費者、あるいはスーパーの皆さん方と、脊柱の処理に当たったのコストの問題についていろいろ話し合っただけのような、ソフト活動の場を設けるような支援措置も考えているところでございます。

今しばらくいたしますと、具体的な対策を御披露することができるかと思っておりますので、こうしたことによって脊柱を分離していくことを促進していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

御質問等をいただきました矢野委員、あるいは寺内委員、よろしゅうございますか。

〔「はい」の声あり〕

生源寺部会長 それでは12時10分をめぐりに、昼食前の議論を終えたいと申し出ておりましたけれども、若干時間はございますが切りのいいところでございますので、このあたりで昼食の時間をとりたいと思います。午後は1時30分に再開したいと存じます。

また、冒頭申し上げましたけれども、関係団体の皆様から委員の方に御要請を申し上げたいということでございます。休憩中に1階の第3、第4会議室でこれを承ることにしておりますので、差し支えのある方はやむを得ませんが、皆様方には第3、第4会議室の方に御足労をお願いいたしたいと思っております。

なお、所要時間は30分程度と伺っております。

それでは、一たん休憩にさせていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

午後0時05分休憩

午後1時30分再開

#### 質 疑 応 答

生源寺部会長 それではおそろいのようにございますので、部会を再開いたします。

これから先でございますけれども、諮問事項に関連して、委員の皆さんからの忌憚のな

い御質疑を承りたいと思います。

なお、3時をめぐりに若干の休憩をとり、休憩の後は意見開陳という形で進めさせていただきたいと思います。

それでは、どなたからでも結構でございます。御意見、御質問をお願いいたします。

増田委員。

増田委員 今、お昼休みの後に、脱脂粉乳入りの白みそのみそ汁を試食品として配っていただきまして味わったところでございますので脱脂粉乳のことで、2～3そのほかのこととも言わせていただきたいと思います。

脱脂粉乳の在庫が問題になり続けていると理解しておりますが、前回の多分この席だったと思いますが、栄養学者である足立委員から、栄養学的にも大変すぐれた脱脂粉乳というのは、食品としてまだまだ活用できる食材であるということをしっかり述べていらっしやいました。

そのことでちょっとあれいたしますと、脱脂粉乳というのは非常に喜ばれ歓迎されて使われていたのは、例の食中毒事件を起こした加工乳が最初に出てきたときだったと思います。その加工乳の流行は不幸なことに、食中毒事件をきっかけにして、消費者の加工乳離れに変わってしまった。そのことは、もう一度脱脂粉乳の栄養学的な評価も踏まえて、商品開発の世界へ持ち込むのが一番好ましいと、私は個人的には考えております。

おみその中に脱脂粉乳をまぜるというのも一つのアイデアだと思いますけれども、ここはトレンドをつくるのは乳業メーカーさんの得意技でございます。今、カスピ海ヨーグルトが非常にはやっているらしくて、いわゆるデパ地下に行きますと、若い女性が行列をつくっていますね。そういうやりを上手にとらえた、トレンドの商品開発が本当に考えられないのか。

えさとして使ったら大変な経費になると聞いておりますので、これは行政のお立場というよりは、このメンバーの中においでメーカーのお立場の委員の方からお聞かせいただければと思っています。商品開発は可能なのか、もう行き詰まってしまっているのかということですが。

それからもう1つ、肉用子牛の補給金のことで午前中に御説明を受けましたけれども、肉用種の子牛の値段が安い。ちょうどいた資料によりますと、ヌレ子は高くない、そして子牛に至ってや大変に安い値段で今でも推移している。多少アメリカの影響があっ上がってはきておりますけれども低い価格。これが補給金を非常に圧迫しているという

ふうに理解しております。そこで私は昨日、大きな量販店を4～5軒回って調べてみました。いわゆる国産牛はほとんどありませんでした。

今、牛肉は大変価格が高くなっておりまして、小売で一ころより大体100円高いと思います。庶民の食卓から遠ざかっております。

鶏肉もまた、インフルエンザを理解できない消費者が多いので、消費離れというふうにも聞いております。

しからは、消費者は一体何を食べ始めているんだろうと思うのですが、日本は食材が豊かな国なんですね。私は国産牛を探しました。最後にたどり着いたのが国産牛、バラスライス、青森産、100g 360円でした。確かにこれはよい肉でした。

こういう国産牛になる乳用種の枝肉というのは、一体、主としてどこで消費されているのか。これは行政のお立場でとらえていらっしゃるとしたら、御説明を伺いたいと思っております。

先ほど要請の席でも生産者の代表の方が言ってらっしゃいましたけど、畜産というのは消費者にとってもとてもわかりにくい世界でございますね。ですから、消費とか市場の育成というのも、行政にとっては大変大事な役割だということを、こういう波風を受けている時代ですから、考えてまいりたいなという気がしております。

それから、ちょっと長くなって申しわけないんですけど、もう1つ、偽装の問題があります。偽装といいますと、なぜか米と肉が多いような気がしております。時々シイタケなんていうのがありますけれども。

まめに新聞を切り抜いておりますと、卵の日付などから始まって、ことしになってから10件ぐらいあると思うんです。最近では、国産をアメリカ産と偽装したという大手スーパーが事件を起こしております。これは色が悪くなった豚肉をアメリカ産と表示して、安売りの目玉にした。これはフランス系ですか、カルフルジャパンという量販店と書いてあります。

このことを別の席でちょっと伺いましたらば、外資系の量販店は日本人じゃないものだから、なかなか手が入れにくいということを、業界の代表のお立場の方が言ってらしたんですけど、そういうことがあるのかどうかですね。

それから、また話がもとへ戻って申しわけありませんけれども、表示に関係あります。銘柄牛についてははっきりしたことが決められたというふうに理解しておりますけれども、いわゆる国産牛の中で乳用種なのか、はたまたアンガスなのかということが消費者にわか

ってないということが、黒毛和牛信仰を逆に助長しているんじゃないかと思っております。  
これは表示の問題でございます。

長くなりましたがよろしく申し上げます。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

今の増田委員の御質問、御発言に関連した御発言、御質問でございますでしょうか。

石川委員。

石川委員 ヌレ子牛の金額に絡んでになると思うんですが。指定肉用子牛の保証基準価格の乳用種が、今回一応答申案で 12 万 9000 円と、去年より下がっておりますよね。もし、これで決まった場合、乳用種の生産者あるいは肥育者に、どういう影響が考えられるか教えてください。

生源寺部会長 ほかによろしゅうございましょうか。

それでは、幾つか御質問がございました。これについてまず、事務局からお答えいただきまして、それに加えて、もし御発言があればということでございますけれども、脱脂粉乳の商品開発につきまして、恐縮ですが大野晃委員、江藤委員あたりでもしお考えなりがあればお伺いしたいと思っております。

それでは最初に事務局から、幾つか質問があったかと思っておりますのでお願いいたします。

松島牛乳乳製品課長 まず、脱脂粉乳の問題についてお答えいたします。

増田委員の御質問は、乳業メーカーさんに直接との御質問でございましたけれども、政府といたしましても、脱脂粉乳の在庫が問題になる以前から、乳製品、バター、脱脂粉乳は生乳と同様の栄養価値を持っているということ、対外的にPRを掲げておりまして、そういったものを通じまして、牛乳・乳製品全体の消費拡大を図ってきたところでございます。

具体的にはマスメディア、新聞等を通じまして、加工乳や乳飲料の商品特性といったものから、栄養的価値は牛乳と同等であるといった知識の普及を推進したり、それから脱脂粉乳を含みます乳飲料、発酵乳、新商品の開発を、関係団体を通じまして支援するといった事業を行ってきております。

また、平成 16 年度からはこういった脱脂粉乳の消費拡大が特に求められるということ踏まえまして、脱脂粉乳の機能性の研究、特に脱脂粉乳を念頭に置いた新規需要開拓の研究開発を進めていきたいと考えております。

生源寺部会長 それでは食肉鶏卵課長、お願いいたします。

佐藤食肉鶏卵課長 2つほど出ましたけれども、最初に乳雄の子牛の補給金で、引き下げた場合の影響度でございます。今回、2000円程度補給金を下げることにいたして、今諮問しているわけですが、これは副産物でありまして、今回の見直しによって、それほど子牛価格が下がるというようなことにはならんのではなかろうかと。

それと今、アメリカ産の牛肉がとまっております、いわゆるホルスタイン種の国産牛肉の需要と引き合いが以前よりはあるといったことでございますので、そういった点からは、ホルスタインの肥育をやっている農家に対しても、それほどのあれは出てこないのではないかと考えております。

肥育経営の場合には、もしそこで乳雄の子牛価格が上がった場合には、先ほどもちょっと出ていましたが、マル緊という家族労働費を保障する予算措置が用意されておりますので、経営的にはそれほどの影響は出てこないのではなかろうかと考えているところでございます。

それと、先ほど増田委員の方からも出ておりました乳雄といいますか、ホルスタインの牛肉でございますが、きょう私が御答弁するのがいいのか、あるいは寺内委員、あるいは福岡委員もいらしておりますので、そちらの方から現場のお話を聞いた方がいいかと思うんですが。

私どもが承知しておりますのは、乳雄なりホルスタイン種の牛肉は、外食でありますとか、あるいは一般家庭で通常召し上がっていただいているような牛肉でありまして、黒毛のいいのは、時々家庭でも、何かいいときには上質のものをお使いになったりするかと思うんですが、そういうときか、いわゆる料亭といったところで高級牛肉が出てくるかと思うんですが、そういった外食あるいは通常生活の中でのホルスタイン種。それと最近では、アメリカ産の牛肉の輸入停止に伴いまして、一部、牛丼屋さんでホルスタイン種を使うという動きが出てきております。

そういったこともあって、店頭でなかったのかなという気がします。そこはちょっと商売の実際の話になりますので定かなことは申し上げられませんが、私ども承知している範囲はそんなところでございます。

表示は表示・規格課の方から。

生源寺部会長 それでは、表示・規格課の方からお願いいたします。

柄澤表示・規格課長 消費・安全局表示・規格課長でございます。表示について2点ほどお尋ねございましたので、お答え申し上げます。



まず、偽装表示の関係でございますが、私ども、2年ほど前から一連の偽装表示が頻発していることに対応しまして、一昨年、JAS法を改正いたしまして、罰則を1年以下の懲役、あるいは法人であれば1億円以下の罰金ということで、大幅に引き上げております。

また、昨年からは消費・安全局の発足に伴いまして、地方の組織を大幅に変えまして、表示の監視を専門に行う職員を総計約2000名配置いたしまして、連日いろんな形での表示の監視をやっております。

そういった中で、今、委員からお話ございましたが、当該事業者が外資系の場合には手を入れにくいのではないかというお話ございましたが、全くそういうことはございません。私どもの方に寄せられる情報によりまして、表示が不適正だと思われるものについては、企業の規模ですとか、あるいは外資であろうと国内の企業であろうとそういうことにかかわらず任意に調査し、また場合によっては強制的な立入検査を行って、法律上の処分を厳正に行っているところでございます。

今お話しがございました、具体的なカルフルージャパンの案件につきましては、つい先日でございますが、3月11日付で農林水産大臣名の指示・公表をしているところでございます。その不正な表示の内容は、カルフルージャパンの尼崎支店におきまして、国産豚肉の一部が、国産と知りつつ「アメリカ産」と不正に表示をされていたという案件でございます。

こういったような案件、既に農林水産大臣の指示・公表は100件近く行っておりますし、また都道府県の段階でも100件を超える案件を指示・公表しておりまして、私ども、極めて厳正にこういった問題には対処していることを申し上げたいと思います。

それからもう1点、品種の関係の表示のお尋ねがございました。これにつきましては、私どもとしては消費者がかなり価格差、あるいは品質差という面で誤認を受けるような表示があってはいけないという観点で対処しております。

具体的に申し上げますと、やはり和牛の表示になりますと非常に価格差があります。こういった和牛の表示につきましては、公正取引委員会が認定しております公正競争規約におきまして、黒毛和種ほか4つの品種のみ和牛の表示を認めるというルールになっておりまして、これ以外の肉を和牛と仮に表示した場合には、私どものJAS法の違反にもなり得るということで、現にこういった案件によって処分した例がかなりございます。そういったことで、品種について、消費者の誤認を招くことがないように厳正に対処しております。

さらに申し上げます、本年 12 月からは牛肉のトレーサビリティ法が流通段階で適用されますので、これが適用されますと、末端の小売の段階で消費者がすべての肉について品種を、インターネットなどを通じて把握できるという仕組みもスタートするということを、改めて申し上げたいと思います。

以上でございます。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

それでは、脱脂粉乳の商品開発に関連して、大野委員。

大野（晃）委員 増田先生からの御質問にお答えをいたしたいと思います。

乳業会社にとりまして脱脂粉乳の最大の用途は、先生御案内のように、加工乳と乳飲料でございます。加工乳、乳飲料、不幸にしてイメージがやや低下をしているわけでございます。

加工乳というのは、本来ですと国民の皆さん方の嗜好に合わせた味づくりができる。あるいは夏場の需給対策が可能になるということで、非常に日本の酪農・乳業にとっても重要なものでございます。

また、乳飲料につきましては、牛乳の嫌いな方なんかにはいろいろフレーバーづけをして、そして牛乳を飲んでいただく。あるいはカルシウムやビタミンを添加をして、そして国民の皆さんの健康増進を図るという意味では、大変有益な商品でございます。

今、乳業各社は加工乳、乳飲料を積極的に商品開発をし、またイメージを高めようということで努力をいたしております。

このほか、手前どもの会社のことでございますけども、森永乳業ではプラスチックのカップに入りました飲料を出しました。これを 1 日 30 万個ぐらいずつ販売をするということで、需要開拓もいたしております。

また、先般足立先生からもお話がありましたように、料理にも広くお使いいただくようにということで、溶解性を改善しましたスキンミルクもつくっております。

また、関連の団体でありますアイスクリーム業界ですとか、あるいは発酵乳、乳酸菌業界等々にも国産の脱脂粉乳の消費拡大、使用量をふやしてほしいという要請をいたしております。

さらに乳業協会では、脱脂粉乳の成分を調整することによって、広くほかの食品産業にも使っていただくことができるのではないかとということで、その方向に向かったの研究もいたしております。

いずれにしても、脱脂粉乳の在庫問題は日本の酪農・乳業にとって極めて大きな問題でありまして、我々も一生懸命需要の拡大に努力をしていきたいと考えております。

以上であります。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

それでは江藤委員。

江藤委員 脱脂粉乳は、我々にとっても非常に大変な問題であります。今、大野委員が言いましたように、我々乳業者として、何らかの形で新しい分野へ踏み込んでいく考え方で取り組まないと、大変な問題だと思います。

バターにしても脱粉にしても需要と供給の問題がありまして、そういう問題が常に起こっているというように判断をしてもらえばいいと思います。

私の方は全国農協乳業協会ということで、全国 70 社ぐらいで協会をつくってやっております。一番大きなところは四ツ葉乳業で、これがほとんど脱脂粉乳とバターをつくっている会社です。

私どもの協会では、この問題について常々協会の方のお世話というんですか、きょうおいでになっております乳製品課の管轄で指導を受けて、常々経営をやっております。特に課長の方からも、脱脂粉乳については当事者で何らかの形で道を開いてもらいたいということで強い要請を受けております。

先ほど大野さんの方からもありましたけど、飲む牛乳だけでなく、もう1つ広げて、食べる牛乳に脱脂粉乳を使う方法はないかということで、今、皆さんで頭を抱えております。

それは、日々使用しております、きょう、みその脱脂粉乳ということで増田委員の方からも提案がありましたが、これを一番量の使える商品のうどんとかパンまではまり込んでいくと、かなり消費がふえていくんじゃないか。

それと1つは、昔、田舎で言いますパンみたいな火焼きというんですかね、脱脂粉乳を70%ぐらい使ってクレープでやりますと、非常にいい商品開発ができる。豆腐は脱脂粉乳でもできるんですが、それよりも今言いましたように、うどんとかパンで開発ができれば、味が非常にいいんですね。バランスがとれた商品ができる。何も使わなくて、それだけで非常にいい製品ができる。そういう分野での開発をやるうということ、我々の農協プラントではこの開発に今取り組んでおるところですが、まだ商品化はできておりません。

今後この問題については、農水省乳製品課の力をかりながら、そういう分野へ進んでい

こうということで考えております。だから、とにかく新しい商品開発。飲むだけじゃなくて、食べる商品開発というように一つは考えております。

自分の家でもつくってもらえれば簡単にできて、非常にいい商品ができると思われれます。以上です。

生源寺部会長 お二人の委員の方、どうもありがとうございました。

そのほか。

寺内委員、どうぞ。

寺内委員 先ほど増田先生から御質問のあった牛肉の偽装問題を含めて、いろんな問題が大変起きているということなんですけど、BSEの発生以来、トレーサビリティの制度ができました。市場流通の場合は、全部1頭1頭トレーサビリティの番号がついておりまして、買い手の皆さんに競りを行う場合には、掲示板に番号と生産地が必ず全部掲示されます。また落札した場合に、その証明証が全部1頭1頭発行されます。買い手の皆さんは、それをもって各相手方のお客さんに、「これはこういう品物だよ」と言って販売しているのが、今現状です。

その先のことについては私どもより、隣にいる福岡さんの方が説明できるかと思えますけれども。私どもは今の段階では、生産者から受けましたトレーサビリティの情報を確実に、下の買い手の皆さん、または消費者の皆さんに届くようなシステムを全部開発しまして、1頭1頭、どの品物がどこから来て、どこで生まれてというのまで追求できるようなシステムになっておりまして、情報は全部提供しております。

それから、先ほど質問の中にございましたけど、乳牛の去勢のことが出ました。乳牛の去勢というのは大体画一的な商品なもので、和牛と違って値段の格差があんまりないんですよ。そうすると大手の量販店とか、きょうは伊藤ハムの社長さんがおいでになっておりますし、日本ハムさんとかそういう大きなメーカーは生産者とドッキングして、そっちの方で流通していく方が多いわけなんです。市場に流通してくる方は、乳牛の去勢の場合は少ないんです。

乳牛も何でも全部1頭1頭競るんですけど、和牛の生産者の場合は、自分で大事に育てていい牛をつくったと思うと、市場へ持ってきて評価をしてもらいたいという要望があるわけです。

だけど乳牛の場合は大体画一ですから、大体同じ値段の中に入りますので部分肉流通が多いんです。そういうことで、市場を通すシェアは少ないです。

その先の小売の段階のことは、福岡さんに御説明いただきたいと思います。

生源寺部会長 ということで福岡委員、よろしく願いいたします。

福岡委員 今、寺内さんから話があったんですが、まず私の方の話をする前に、各立ち市場、生きたものの取引をすると。これも枝市場と同じように、掲示場へ全部表示するわけです。

表示をする場合にまず最初に朝、荷が来ると受付をするわけです。受付は、10頭申請する人は10頭分の氏、素性、トレーサビリティから始まって、全部の資料がそこに附帯しなければ競りにかけられないというふうになっておりますので、それを買った人は自分のうまやへ持って行って肥育する。また、直接屠殺するというので、トレーサビリティその他が全部牛と一緒に流通することになっていきます。

屠殺した場合には寺内さんがおっしゃったように、結局はその表示がなければ取引できないということです。

結局、それを寺内さんの市場なら市場でお買いになりますね。お買いになったものが、流通業者なり小売店なりに行くわけです。私はたまたま公取協の会長をやっておりますが、公取協の方としては、流通関係の団体が全部入らなければだめだと。小売関係の団体だけでは、後で調整が取り切れないということで、おととしの10月に臨時総会をやりまして、全農3団体、また流通業界、輸入ビーフも公取協に引っかかる可能性がありますので、輸入ビーフの流通関係の団体という、各種チェーンストア、肉屋さんから始まりまして鶏肉屋さんという17団体入った組織になったわけです。

だから、そういうふうな指導はしておるんですが、国産牛という表示をしていないというのは、これはちょっと問題かと思えます。だからそういうふうな指導は私の方でも徹底してやっておりますので、何か情報がありましたらお聞かせいただきたいと考えている。

今のところはそういうふうな形の中で、皆さんが大分徹底をしております。この前も長崎で引っかかりましたですね。ああいうふうなところは結局は、その表示がまずいよということになるとマスコミが絡みますので、売り上げがダウンしてしまうということで、結局はそのお店の生死につながりますので。

そういうふうなことは大分なくなってきておりますが、アウトサイダーのところはそういうふうなところで、徹底をしかねるといふところもまだあるかと思えますが、大分徹底しておるんじゃないかなと思っております。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

それでは吉濱委員。

吉濱委員 当方は、事業の半分ぐらいが乳雄とF1という状況でございまして、生産者側といたしまして、乳雄がどう流れているかということをお説明したいと思っております。

ほとんどは今おっしゃったとおり、卸売市場へ出ることは少ないわけでありまして、ほとんど地域の食肉センターでカットされておりまして、部分肉されて出荷されているというのが半分ぐらいあります。また、私ども食肉センターを持っておりまして、そこで屠畜して、スーパー、生協等に出しております。

このときの銘柄であります、「やわらぎ牛」とか「ハーブ牛」とか、私どもは開拓ですから「開拓牛」という名前をつけて出荷しておりますが、必ず括弧書きで（国産牛肉）と書いてスーパー等で売られております。

乳雄という銘柄の牛肉はないんですけれども、生協さんあるいはスーパーさんがこういう銘柄をつくってくれと。それを銘柄にして出荷しておりまして、必ず国産牛という指摘が書いてあります。

私も上さんと一緒にスーパーに行くんですけども、乳雄というのは見たことがなくて、多分、国産牛はほとんど乳雄じゃないかと思っております。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

それでは、そのほかの点につきまして御質問、あるいは御意見をいただければと思います。

今委員。

今委員 生産現場からの意見だと思って聞いていただきたいと思えます。土地利用型経営とか耕畜連携とかいろいろ言われていますけれども、その言葉自体は土地を利用して緑豊かな牧草地で、堆肥をきちんと散布するという思いがありますが、その土地土地の事情によって、大変な努力が強られる経営があるわけですね。

それで、環境三法の絡みからも耕畜連携などが、それこそ声高に叫ばれていますし、私たちの地域でも、何とか耕畜連携を進めようという動きが出ていますけれども、今の水田農家の状況などから見て、堆肥を買ってまでも利用しようとか、そういうところが消極的になっているということなんです。

一番問題になることは、広い水田地帯を持っているところで、例えば酪農などを経営している牧場でしたら、ホールクロップサイレージもまとめた形でそういう連携ができるということもあるんですけれども、そうでない地域などは、中山間地域にも入らない、広い

面積のある水田地帯にも入っていない山麓地帯では、広く連携をとることが、ホールクロップサイレージすらもなかなか話が進められないという、本当に小さな水田しか借りられないというところなんです。

言葉だけで耕畜連携とか土地利用型と言うのではなくて、現場の実情を本当に知ってほしいなと思っています。酪農家と水田農家だけで進めようとしても、なかなかそれはうまくいかない。片方で上の方の田圃はそのまま水田を作付していて、下の田圃はホールクロップサイレージにしようよという話し合いをしたとしても、上の水が抜け切らない限り下は乾かないという状態もあるということ。それが現場の現実的なところで、なかなかうまく進められない状況が、今現在あります。

話し合いをいろいろとしましても、若い世代が、これから酪農をやっていくのに不安を感じるというところで、やってくれるのを待っているという現状なんですね。とにかく、動いてきた世代が私たちの世代ということで、その次の世代はどう自分たちが進んでいったらいいかを、今見きわめがつかないでいるというところにある。先ほどの要請の中でもありましたけれども、次の世代が夢と希望を持って経営に取り組めるような施策が必要だなと思っています。

それと現場では、最近やっと事業に対しての、例えば交配事業ですか、奨励事業の提出が終わったところなんですけれども、とにかく面倒くさい。本当に複雑過ぎて、やってみたら大した事業でもないのに……、済みません、失礼しました。これは現場の声です。

例えば、去年は雌子牛が生まれたら3万円をぼんと出しておいたにもかかわらず、一生懸命書類を作成して後継牛確保のために努力して、計算してみたら、それがたった4分の1とか5分の1とかの事業ということなんです。奨励事業をやるんでしたら、計算するのも簡単なように、どうせ支援してくださるんでしたら、事を複雑にしないでほしいということなんです。

あとは優良後継牛の問題なんですけど、府県の場合は育成するにしても、とにかく自給飼料もなかなかとれませんので、育成費用なんかは高くつくんですね。導入しようと思えば、かなり高い価格で導入しなければならないということもありますので、優良後継牛確保のことを考えると、育成費用の違いを反映させるような視点も欲しいなと思います。

それと、環境三法の面で、設備面に対しては、今かなり予算も増額して支援をしていただけるので大変ありがたいと思うんですけども、施設を設備したら管理コストがかかるというところを受けとめていただかないと、出したものは自分の責任だということもあり

ますが、その地域地域によっていろいろな事情がありますので、支援策なども考えていただきたいなと思っています。

さっき、市場がないということがありましたけれども、堆肥も同じなんですね。出したものは「自分の畑に」と言われましても、それだけでは賄い切れない部分、堆肥を売れる市場、堆肥をきちんと流通させるための堆肥の成分検査もあんまり高くなくできるように。たしか随分高いお金を払って、それも毎月検査をしていかないと有機栽培に使う堆肥としては……、ちょっと私もよくわからないんですけど、そんなようなことを聞いたことがあるので、検査した堆肥がどういうふうな付加価値がつくといいですか、そういう形で売られるのか。そういうものも、地域に間接的に支援があってもいいのではないかということが、よく現場では話されています。

何度も言うようですが、若い後継者たちが夢を持って、希望を持って頑張れるような施策、支援がいただけたらありがたいなと思います。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

そのほかございますでしょうか。

小林委員。

小林委員 今、今委員の方から土地利用型酪農推進の話が出ましたので、それに関連して。先ほど、お昼のときにも生産局長からその話がちょっとあったかと思うんですが、土地利用型の酪農推進事業は、たしか 11 年度に乳価の絡みで決まったという経緯があって、今回少し変化するというのもちらって聞いておりますので、できましたら関連対策、どういうふうな形でお考えになったかということ、資料として出していただければということ。

それから、自給飼料生産が非常に厳しいということで、基本計画の中で 110 万 ha という目標を立てていて、それが非常に厳しいということは我々もよくわかっているつもりなんですが、耕畜連携のホールクロップサイレージを推進することも一つの大きな対策だと思うんですが、それ以外に、何か自給飼料生産を強化する方策としてお考えのことがあれば、お示しいただきたいということが 1 つ。

もう 1 点、これとは関係がないんですが、これもちょっと大きい話ですが、F T A でメキシコとの間で合意があったということで、これについてはその影響をどういうふうにかえるかということはそれぞれあると思うんですが、個人的には非常に大きな、私が危惧するような形ではなかったと思うんですが、これから F T A でタイとか韓国となってくる中



で、基本的な形で日本の畜産なりを維持・発展させるという立場から、どんなふうな形で戦略的なことをお考えなのか。あるいは、現行の政策の大きな組みかえが必要になる場面があるのではないかと考えているんですが、その辺についてここで話しするのは難しいかもしれませんが、メキシコの合意というものの評価も含めて、お話しいただければと思います。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

関連して御質問、御意見等ございますでしょうか。

なければ、土地利用型酪農推進事業、自給飼料生産の拡大方策、それから F T A との関連の御質問の3つについてお願いいたします。

原田草地整備推進室長 草地整備推進室長の原田でございます。今、自給飼料絡みで2点ほどお話がありましたのでお答えいたします。

今先生から、耕畜連携、言葉は大変いいんだけど、なかなか現場で進んでいないんじゃないかというお話を伺いました。確かにそういった苦しい部分がございますが、事業としては今回の転作を中心とした耕畜連携のほかに、機械を持っていない稲作農家に餌を作っていたり、堆肥を撒くということについては、個々相対の取引ではやはり難しい部分があると思います。作業請負をするコントラクターを中心に、機械のない農家に堆肥を撒いて、あるいは餌を収穫し、畜産農家に運ぶということを、これからもっと進めていかなければいかんと思います。

今回の関連対策の中で、今色々な事業、コントラクターがやる作業について助成をしているんですが、今のところ草地、飼料畑しか対象にしていなかったんですね。今検討していますのは、コントラクターが田圃に堆肥を撒くときに、それについても畜産側の堆肥を田圃に撒いていただくわけですから耕畜連携だということで、助成の対象にしたいということで、今詰めをしております。

ただ、私の方からお願いをしたいのは、そういった色々な助成事業があるんですが、これを組み立てていただくのは、あくまで現場であるということですね。今、例として水管理のお話がありました。確かに、地域で十分話し合っていてまとまっていたかないと、どんなに事業があろうが、地元では組み立てていけない。

そういったことを組み立てる若い人がいなくなるというお話もございましたが、そういった後継者を育てるというのは自分の家庭だけではなくて、村づくり、地域づくりという意味でも大事だと思います。

私たちもいろんな御相談をしたいと思いますが、ぜひそういった元気のある部分につきましては、本当に地元で、むしろ今先生たちの方で御協力していただいて、若者を育てていただくということもお願いしたいと思います。

あと小林先生から、ホールクroppサイレージなどの他に、どんなものがあるのかということでもございました。稲、ホールクroppサイレージは、今 5000ha まで伸びまして、まだ伸びる要素はあると思っています。

その他で言いますと、最近一番私たちが困っておりますのは牧草がロールベールサイレージの体系にほとんど移行した段階で、トウモロコシが機械体系から外れてしまいまして、面積がどんどん減っております。トウモロコシは単収も高い作物でございますから、もう一度トウモロコシの復活をと、「コーン・アゲイン」と勝手に言っているんですが、そういう形でトウモロコシを拡大していこうと思います。

幸い、関係者の御努力で、トウモロコシを細断しながらロールベールにするという機械が開発されまして、もう普及段階に入っております、ことしはそれをハード・ソフト含めて、トウモロコシをもう少し増やしていきたいなということと、面積ではありませんが、単収をふやさないといけない。面積×単収が収量ですから、草地更新といったことについても十分対策を打ちながら、面積の維持・拡大と、単収向上は基本の基本でございますけれども、もう一度ここに力を入れていきたいと思っております。

以上でございます。

生源寺部会長 小林委員、土地利用型酪農推進の関係で資料要求をされたというふうに理解してよろしいわけですね。

小林委員 それだけではなくして、今回何か決まった関連対策があれば教えていただきたい。

生源寺部会長 このほかについても、今考えているものという意味合いですか。

小林委員 そうですね。そういうことができればですね。

生源寺部会長 それでは、大野畜産環境対策室長からお願いいたします。

大野畜産環境対策室長 畜産環境対策室長の犬野でございます。

まず今、土地利用型酪農推進事業の本年度のPR版がお手元にありまして、来年度のは今、決まったばかりという状況ですので資料は用意できないんですが、昨年度のものをお配りさせていただいて、事業について御説明させていただきたいと思っております。

今委員の方から環境問題についてお話しございました。今回関連対策の中で、大体の事

業は原則共同利用ということでやっているんですけれども、個人施設の整備に利用可能だということで、2分の1補助つきリースの希望が高いわけですが、今回の関連対策の中で、これまでずっと毎年210億という規模でやってまいりましたが、ことし11月1日に家畜排せつ物法の管理基準の猶予期限の到来を迎えるということで大幅に拡大して、大台に乗せて301億を用意させていただいたところで、そういうところが今委員の御評価につながったんじゃないかなと思っております。

設備面の方ではかなり措置はされているということでございましたが、管理コストでランニングコストの方ですけれども、これはなかなか申し上げづらいんですが、家畜排せつ物処理のランニングコストについて、何からの支援をするというのはなかなか難しいというか、財政的にも不可能なんだろうと思います。

そもそもこれは、私どもから答えるのは適当かどうかと思うんですけれども、生産費調査の中では、ふん尿処理に係る施設の償却の部分もそうでございますが、リースであれば賃借料金、それから運搬機械を買ったということであれば農機具費に入ってまいりますし、厩肥、堆肥の搬出作業みたいのは労働費。それから電気代とかいろいろかかりますけれども、光熱水料、動力費にそこら辺のランニングコストは含まれるということで、生産費に適切に計上されているというのがお答えになろうかと思えます。

それ以外に、いい堆肥をつくって利用を促進するために、私も今、成分分析にどれぐらいのコストがかかるかというのを手元に持っておらないんですが、これはもちろん個人じゃなくて、地域ぐるみでの取り組みという条件はつきますけれども、バイオマス利活用フロンティア推進事業の中で、堆肥の成分分析をするですとか、あるいは結果に基づいてそういった品質表示をしたパンフレットをつくって配付するといった取り組みに助成させていただくことができるようになっておりますので、そういう事業を活用していただければと思います。分析費の額をつかんでいなくて恐縮ですが、2分の1の助成をさせていただくことができると思います。

小林委員お尋ねの土地利用型酪農推進事業でございますが、これは本年度実施しているもののPR版で、簡単にしたものでございます。これについては平成11年度ですが、乳価に特別加算がございまして、横積みとか呼ばれておりましたが、こういったものがそれぞれの時期時期に応じた政策課題に対応するという名目で加算されておりましたけれども、なかなか加算の意味が見えづらいところがあるということがございまして、そういったところをより政策的性の高いものに転換していくということで、このとき土地利用型酪農推進

事業にそれを転換したわけですが、その意図するところは従来の特別加算という形ではなくて、家畜排せつ物の処理といったような、畜産環境問題に対応し得るような飼料基盤の強化をしていこうということで措置されたわけです。

2の事業内容のところ「北海道の場合」と書いておりますけれども、経産牛の1頭当たりの土地面積に応じて、ヨーロッパですと例えばハーモニー・ルールみたいなのがあって、1haに1頭という規制もあります。AランクからDランクまで4段階に分けて、一番高いところで1頭当たりの面積が1ha。Dランクでゼロから29aということでございますが、このA、B、C、Dに従って、1万7500円、1万5500円、1万3500円、7500円と。当初、1万3000円、1万1000円、9000円、3000円という単価で11年は始まったんですが、こういった土地面積に応じてランクを分ける。それによって奨励金単価を変える。それによって、1頭当たりの土地面積を拡大しようというインセンティブを与えて、土地利用の拡大に資することができるという形で事業が運営されてきたわけです。

今回の見直し内容は、今2通りの単価を申し上げましたが、11年度にはAランクで1万3000円、Dランクで3000円ということで格差があったわけです。その後12年度、13年度にも、当時環境加算、これは堆肥舎の屋根かけをします、それに必要な経費であるとか、ヘルパー加算がございまして、そういったやつも全部この事業の方に転換してきた中で、一律にAランクからDランクまで4500円を加算してきたということで、総体的に上位のランクと下位のランクの格差というものが、絶対金額では縮まっていませんけれども、割合からいけば、平成11年当時でDランクは100対23ぐらい格差があったわけですが、現在の平成16年の1万7500円と7500円ですと、うる覚えですけど、Aを100とした場合にDが43という形で、上下間の格差が縮まってきたということもある。

今回、平成11年度当時の原点に戻って、またインセンティブを強化してこの事業を運営していきたいというのが1つ。

それから、これはWTO上緑の政策ということで通報されているんですが、従来、11年度当時にトレーサビリティシステムがなかったものですから、なかなか頭数の確認が難しいということで、各農家が出荷した生乳生産量を、ブロックならブロックの乳量で割って換算頭数を出すという形で、結局、生乳生産量と直接リンクするような形で運営が行われてきた。

御存じのように、緑の政策というのは、過去の基準期間のという条件はつきましても、実際の頭数でやられる。この場合は、乳量からの換算でいっているというところで、

今後、緑の政策としてこの事業を育てていくためには、ちょっとそこはうまくないんじゃないかということで、ここのところは実頭数に改めましょうと。

それから、Dランクがゼロから29aと書いてありますが、本年度までの運用ですと、飼料作付面積がゼロの農家もDランク。これは特別加算を転換してきた、乳価の方から横積みを引っ張ってきたという経緯もあって、なるべく多くの人に均てんするよというこことで、全体で15%ぐらいあるんですけども、飼料作付面積がゼロの農家についても奨励金を交付しているという実態を是正すると、この3つのポイントが、今回の土地利用型酪農推進事業のポイントでございます。

土地利用型酪農推進事業を見直すのとあわせて、これは原田室長の方で担当していますがけれども、草地更新ですとか、そういった草地の手入れをするといいますか、生産性を向上するための対策もあわせて、関連対策として拡充させていただいているところです。

以上でございます。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

それではFTA関係、佐藤食肉鶏卵課長、お願いします。

佐藤食肉鶏卵課長 FTAの関係につきましては、豚のいわゆる差額関税制度という、制度の根本は守れたのではないかと考えております。393円という分岐点価格を超えたら、4.3%か何かの関税がかかるというところがあったわけですが、それが2.2%なんかにとどまって、あとは制度の大体大枠は維持されておまして、枠としては3万8000tから5年で8万tということで、大体豚肉の輸入量の1割程度でありまして、今後予断を許さない状態であるかと思うんですが、いずれにしましても一番大事なのは、こういったときに生産者の方々が安心して養豚経営に取り組んでいくことが大事かと思えます。

その場合に、生産者の皆さんから要望の高い地域肉豚事業という価格安定制度がございますので、これの維持ということで、政府としては地域肉豚事業の堅持ということと、価格安定以外に生産対策が大事だということで、地域の実情に応じていろいろな肉豚の生産振興ができる地域養豚事業、これは振興課所管の事業でございますが、この継続もいたすことにしておまして、こうした価格安定制度、あるいは生産対策によって国際競争力をつけて構造改革を進めていくといったことが、今後のあるべき姿ではないかと考えられます。

以上でございます。

生源寺部会長 よろしゅうございますか。小林委員、かなり包括的な御質問をされたわ

けですけれども。

小林委員 1点だけ確認なんですけど、土地利用型酪農推進事業で、その政策目的に沿った形で改変されるということ自体非常にいいと思うんですが、総額は変わるんですか。

生源寺部会長 この点も今の時点で……

小林委員 まだわからないですか。

生源寺部会長 もし、御回答があればと思いますが。

大野畜産環境対策室長 変わるとだけと申し上げようと思いましたが。

小林委員 わかりました。

生源寺部会長 そのほかに御質問、御意見ございますでしょうか。

矢野委員。

矢野委員 先ほども出ていたんですけども、指定肉用子牛の保証基準及び合理化目標価格の点で、乳用種がことし2000円の減額になるということでございます。先だっの審議会の際にもお配りいただいた資料だとか、あるいは独自で私どもインターネットなんかで得ました資料などを見ますと、こういうふうには12万9000円になったとしても、素畜、ヌレ子価格を3万5000円として、そして育成経費を7万7000円と計算した場合、つまり素牛の生産コストが11万2000円となっております。

そうしますと、それよりも高い値で、ここで既に1万7000円ほどのすき間と書いてあるんですけども、すき間が出てきているということです。

それと、また別の資料でヌレ子価格と6カ月育成した後の価格が余り変わらない、ないしは逆転しているようなこともある。つまり、7万7000円の育成経費をかけても、ヌレ子価格よりも低い水準で取引がされているということですね。

そういうふうなことを考えますと、大体保証というのは安定した価格帯に流通価格が入るとということが最終目標といたしますか、そういうのを理想としてあって、けれどもそこから下回った場合には保証をしよう。それよりも上がった場合にもそれなりのことといたしますか、それぞれ積み立てをするということで、安定価格に入るようにというのが目標だと思うんですけども、特に乳用種の場合は安定価格帯よりも常に低い状態で、かなり長い年月、ちょっと今資料ないんですが、10年近く同じ価格帯で、しかも低い水準にあるということは、基準価格の計算方式が本当によかったのかどうかということも考えられるんじゃないかと思えます。

今回、2000円の下げとなりました。ところが昨年とはそうではなかったわけですね。たま

たまことは 2000 円下げになったのか。としますと、算定方式を少し見直すようなことも考えていらっしゃるのかなと思っております。もちろん急に変わるというのはいろいろな影響も大きく出ると思いますので。

そこら辺のところは、またすぐにどうこうということは多分ないだろうと思いますが、算定方式にもしも何か不備といいますか、例えば基準期間のとり方が少しおかしいんじゃないかとか。私ども、非常に詳しいわけじゃありませんので、ちょっとわかりませんが。算定期間だとか、あるいはヌレ子価格、素畜が高過ぎるんじゃないかなとか、いろいろな要素が考えられるかと思うんですけども、こういうところが問題があったので、安定価格帯よりも低い水準で推移してしまったのだという原因は何かお考えでしょうか。

生源寺部会長 安定価格というよりも、保証基準価格よりも低いということですね。

矢野委員 ごめんなさい、保証基準価格です。両方です。

生源寺部会長 関連して何かございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは今の点につきまして、食肉鶏卵課長、お願いいたします。

矢野委員 つまり、市場原理が働いてないんじゃないかということ、ちょっと危惧するところなんですけれども。

佐藤食肉鶏卵課長 今回の御質問の点でございますが、私どもも特に平成 15 年 4 月以降から平成 15 年 12 月ごろまでのヌレ子価格と、6 カ月たった子牛との相関図をグラフかなにかにしてみると、今お話ございましたように、逆転現象を起こしておるような事態が生じておりました、これは一体何なのかといったことについて、これはよく吟味する必要があるんじゃないかと思っております。

1 つは、ヌレ子につきましては、先ほど午前中の御説明を申し上げたときにもありましたが、平成 2 年、3 年のバブルのころには十何万もして、一時、また平成 5 年かなにかのときには 1 万円だとか、場合によっては 5000 円といったような乱高下を繰り返しておったりしまして、ここのところは少し好調といいますか、それほどの値ではないんですが、それにしても原料価格たるヌレ子が製品価格たる素牛価格よりも高いという逆転現象を起こしているということの意味合いで、なかなか我々にも考えられない事態だと思っております。

13 万 1000 円という保証基準価格があるから、ヌレ子やなにかを通常の値段で買ったり、あるいは肥育農家に素牛価格を安く買われても、いずれは 13 万 1000 円のところまで埋め

てもらえるからといった、モラルハザードといった心理も一部にはあったのではないかという気はいたします。

いずれにしましても、これにつきましては断定的なことは申し上げられませんが、今、委員御指摘のように、この算定方式のあり方については、ヌレ子とありますが乳雄という特殊な育成形態について、同じような算定方式で適用するのはいかなものかと考えていまして、これについては今後時間をかけまして、関係者、特に生産者の方にも入っていただきまして、有識者の方からもいろいろ御意見賜りながら、算定方式のあり方について、今後検討していきたいなと考えているところでございます。

以上であります。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

よろしゅうございますか。

矢野委員 はい、ありがとうございます。

生源寺部会長 そのほかにいかがでございましょうか。

吉濱委員。

吉濱委員 今のヌレ子のことなんですけども、最後の意見のときにお述べしようと思ったんですが、乳雄は10年ぐらい前、B-3とB-2と大体2つの規格内に分かれてあったわけです。10年ぐらい前はB-3は60%ぐらいありまして、それが10年たちますと、ほとんどの牛がB-2。B-3になるのは20%ぐらいになってきた。

それは牛の品質が落ちたのか、あるいはスタンダードが変わったのか、また別の問題があるのかよくわかりませんが、現象的にはそういう現象だと。したがって、乳雄をつくっている生産者は、スモールを2万円を買った場合はB-2の価格が750円でないと経営は維持できない。再生産できないという状況になっております。

ところが、昨年のB-2の価格を見ますと600円を下回っている。中には500円を下回った月がありまして、乳雄の生産者は2万、3万でスモールを買って、それを肥育した場合はほとんど赤字になってしまうという状況が起きております。

逆に、素牛を買って肥育する農家が、素牛価格を下げても買わないと再生産できないという状況に落ち込んでしまったわけでありまして、それが結果的には素牛価格が安くなったわけでありまして、スモール価格が4万円が妥当かどうかというのは私はよくわかりませんが、素牛の価格の安さは枝肉相場に連動して下がってまいりますので、私はある程度やむを得なかったんじゃないかと思っております。



したがって、今回 2000 円ぐらい下がるわけですが、経営的には余り影響ありませんし、またこれも方式に従って粛々とやったわけですからやむを得ないと思っております。私どもとしては、乳雄の大半が B - 2 でありますので、この B - 2 の価格が 750 円を維持できるような状況があれば、すべての問題が解決するんじゃないかと思っております。

たまたま今、BSE でアメリカ産がとまっております、アメリカの農家の方にとっては大変不幸なことでありますが、幸いなことに当方は日本の乳雄の価格が上がっております、B - 2 で今いったような価格になっております、ある意味では日本の生産者はひとまず安心という状況でございます。

こういう状況が続けば、ホルと素牛の価格も自然と市場原理が働いて、それ相当の価格になっていくのではないかと私は思っています。

生源寺部会長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでございましょうか。

江藤委員。

江藤委員 要望ですから返答は要りません。

我々のところでは今、農産物、地産地消が非常にはやっておりますが、酪農に関するとも地産地消が今後考えられるんじゃないか。先ほど今委員からもお話がありましたように、環境型農業が推進をされようとしておりますので、これについて、農水省としてもう少し力強い指導をお願いしたいと思います。

それからもう 1 つ、先ほど先生の方からもお話がありました F T A と W T O の関税の問題については、よほど慎重をお願いしたいと思います。そして、できるだけ速やかに対策ができて、そして徐々に関税も外していくようにお願いをしたいということで、要望をお願いいたします。

以上です。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

そのほか、いかがでございましょうか。

福岡委員。

福岡委員 私ども、小売組織でございますが、トレーサビリティの浸透対策を推進しておるわけですが、それについては全国的にトレーサビリティが徹底しまして、大分推進方が浸透してきたということで、10 けたの个体番号の助成、広報、その他全肉連ニュースで全面的に推進をしております。大変ありがたいことだと。

しかし、12月1日からということで、末端組合員に対して実施されるに当たっては、十分な浸透をしなければいけないということで推進を図っておりますので、そういうふうなことに對して、いろいろ援助をお願いしたいと考えております。

2といたしましては脊柱対策でございますが、脊柱とBSEの特定部位に位置づけられる食肉処理販売業についての分類ですが、屠場で豚の屠殺料を200円値上げするのに、今、事欠いているわけですね。牛の4部位が全国平均で3000円。先ほど寺内さんともちょっとお話ししたんですが、東京では背根神経節で4500円というお話がありますが、それと全国平均では3000円ぐらいかかるだろうと、私たち見ているわけです。

そういうふうなものについて制度を決めても、やはりある程度の援助をしないと、私たちが皆さんに押しつける、指示をするということを推進しておるわけですから、そういうふうな点では十分お考えをいただきたいなど。

処理費その他輸送関係に對してそれだけオーバーする。結局は4部位と、背根神経節の両方で5000~6000円かかっちゃうわけです。だから、消費者の方たちもそこいらを認識していただいて、制度を当てはめれば必ず物価は高くなるということを御認識をいただきたいと思っておるわけです。どこからも出てこないわけです。そういう点で、ひとつよろしくお願ひしたいなど。

それと3ですが、米国の牛肉の早期輸入再開についてでございます。日本の制度をこれだけ厳しくしちゃって制度を当てはめてきておりますので、再開するということは非常に難しいと思うんですが、業務用で焼き肉屋さんとか、私たちの連合会の傘下の組合員でも、輸入ビーフを扱っているところは非常に厳しいということです。

そういうふうな点で、消費者への十分な牛肉の提供を保つためにも、幅広い科学的見地において、米国の消費者に安全な牛肉を提供するための輸入条件等を調整していただきたいと思っておるわけです。

この間、組合員を集めまして、輸入の50%は完全なるストップをほしいと。あとの50%は早期に輸入していただきたいということが、50・50、フィフティ・フィフティに分かれておるわけですね。そういうふうな組合員の要請、要望を取り入れて、少し対策方法を考えていただきたいなどと思っておるわけです。そんなことを含めて要請をしたい。

以上です。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

寺内委員。

寺内委員 福岡さんがいろいろ話してくれたのと、ダブるような形になりますけれども、BSE発生以来、国内外、畜産に対して大変厳しい環境になっております。BSEとか、今、鶏肉のインフルエンザとか、食の安全が消費者の皆さんに大変ナーバスな環境ですけど、実際問題として我々が物を食べるに当たって、安心なものを食べたいというのは当たり前のことで、我々もそれを供給するのが義務でございます。

ただ、今牛肉にしても60%は輸入だということが、このようなBSEが発生して初めて消費者の皆さんも認識したんじゃないかなと思うんですけど、現実には牛肉ばかりでなく、野菜でもなんでも、輸入のパーセンテージが相当多くなってきておりますから、今後農業政策として、畜産政策として、国内の自給率を高めるべく、いろんな施策を講じていただきたいというのが、我々流通業者ばかりでなくて、国民の願いじゃないかと思っております。

また、BSEに関しまして私ども、消費者の皆さんが安全に食べられるようにということで、危険4部位につきましても、早速屠場の中で焼却できるような、廃棄するような手続をとりました。そしてまた、今問題になっている脊柱の問題にしても、5月からやらなきゃならない問題になってきていますけど、特に我々市場流通の場合は、センターの方々も同じ悩みですが、売り上げの3.5%という手数料は決まっております。その中で焼却の問題、そして今度は脊柱の問題、衛生問題といろいろな問題を含めまして相当な経費がかかってきております。このような中で、流通業者の方々も大変な厳しい環境でございます。そういうことを御理解願って、行政においてもバックアップをしていただきたいと思います。

お願いばかりするわけじゃないです。私どももできる限りの自助努力はして、この困難な状況を打破していきたいと思っております。何はともあれ、皆さんが食べる食品ですから、野菜でも肉でも何でも、安心して食べられることが第一だと感じております。

福岡さんも今お話ししましたように、供給する側として、そういう問題をクリアしていかなくちゃならない。それと、アメリカでBSEが発生しまして、アメリカは「私どもは安全なものを供給しているんだ」と言いながらも2万頭しか検査していなかったり、今度は46万頭するとか、「私どもの肉を買え」とWTOに提訴するとか、いろんなことを言っておりますけれど、私どもは流通業者ですから、世界各国グローバルな食品の流通ですから、何でも入ってきて扱いたいという気持ちはありますが、BSEが発生した以後のことを考えますと、消費者の皆さんが納得できる形の、最終的には政治決着するんでしょうけれど

も、消費者の皆さんが納得する線の決着をしていただきたいと思いますと思っています。

扱う業者としては、早く解決してもらいたいと思うと同時に、アメリカサイドの「私どもは安全なんだから買え」と高飛車に出られても、なかなかそれは「ああ、そうですか」というわけにはいかないんじゃないかなと判断しております。

行政も大変厳しい立場にあるでしょうけど、消費者並びに流通業者、すべての人たちが納得いくような線で進んでいってもらいたいと思っています。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

そのほか、いかがでございましょうか。

今委員。

今委員 何度も申しわけありません。

生乳の需要拡大対策の一つとして、消費者との交流が挙げられると思うんですけれども、酪農家の中で、今、教育ファームの認証制度がありまして、その認証を受けて、子供たちと交流をしている牧場が、多分 170 牧場ぐらいあると思うんですね。

そのような牧場の人たちも需要拡大に対して頑張って取り組んでいますので、それに対して理解をしていただきたいし、大きな支援もいただきたいと思っています。

食育を推進する意味でも、生産現場と消費者というか、子供たちが離れてはよくないと思いますので、そういう点からも御理解をいただきたいと思っています。よろしく願いいたします。

生源寺部会長 ありがとうございました。

そのほか、いかがでしょうか。

これまでの点で、何か役所の方で御答弁、あるいはコメントされることはございますか。

特によろしゅうございますか。幾つか要望ということで承っておいていただければと思います。

よろしゅうございますか。

なければ、本日の質疑につきましてはここで終了いたしまして、ここで一たん休憩を 15 分ほどとりたいと思います。私の正面の時計で 3 時 10 分まで休憩をとり、3 時 10 分に再開といたしたいと思います。

再開後でございますけれども、まず意見開陳の前に、専門委員の方から専門的視点からの参考意見等があれば、それをお伺いいたしたいと思います。その後引き続きまして、委員及び臨時委員の方から政府諮問案についての意見開陳をお願いをしたいと思います。こ

ここでは試算値に関する賛否も表明していただくということでございますので、お含みおき  
いただきたいと思います。

それでは 15 分間休憩にいたします。

午後 2 時 5 4 分休憩

午後 3 時 1 2 分再開

### 意 見 開 陳

生源寺部会長 まだお戻りになっておられない委員もございますが、時間でございます  
ので部会を再開いたしたいと思います。

以下の進め方でございますけれども、まず、意見開陳の前に、専門委員の方で専門的視  
点からの参考意見等があればこれについて御発言をいただき、その後委員及び臨時委員の  
皆様から意見の開陳をお願いしたいと思います。

なお、御意見でございますけれども、御自由にお述べいただき、できるだけ十分お聞き  
したいとは思いますが、お一人 5 分発言されても相当の時間がかかるということでござい  
ます。時間の制約だけを申し上げるつもりはございませんけれども、そういうことも一応  
念頭に置いて、特に重複する意見がある場合には、その点、ぜひ整理をしていただきなが  
ら、簡潔に意見をお述べいただければ大変ありがたいと思っております。

それではまず、専門委員の方で何か参考意見等があれば、ぜひ承りたいと思います。い  
かがでしょうか。

山田委員。

山田委員 それでは、何点かについて意見なり要望を申し上げたいと思います。

第 1 に、今、基本政策、基本計画の見直し作業が行われておりますけれど、その中で大  
型畑作ですとか、あるいは水田営農など、土地利用型農業については直接支払いも視野に  
入れて、品目横断的な経営を単位とした所得安定対策が検討されているわけでありませ  
うが、今、W T O や F T A など一層の国際化を考えますと、これだけでは不十分じゃないかとい  
う感じがするわけでありませう。

といたしますのは、畜産もそうですし、果樹や野菜等の構造の改善がかなり進んでいる分野においても、トップクラスの経営者でも相当強い危機感を持っているのが現実だと思っております。

畜産で言えば、今の品目別の対策を将来どうしていくのかということも基本的にはあるわけではありますが、あわせて経営者が自ら自己資本をしっかりと蓄積する、経営の内部に資本を蓄積をして基礎的な経営の体力をしっかりとつけるということ、税制や金融を含めて、この際そういう政策を急ぐべきじゃないかという気がいたしております。これは企画部会の方で、これから御議論いただくべき課題かなと思っております。WTOやFTAにどう対処していくのかという観点で、畜産や果樹、野菜等についてもお考えをいただきたいというのが第1であります。

第2は、畜産環境対策、先ほど来補助つきリース事業はじめ、予算の確保等に大変な御努力をいただいている御報告をいただきまして、感謝を申し上げたいと思っておりますが、我が国の畜産の環境対策に対するコストは、諸外国に比べても非常に高いものがあるわけございまして、将来的にもこれをどうカバーしていくのかということについて、広い観点から検討していく必要があるんじゃないかと思っております。

特に、バイオマスの利活用については去年も発言したわけですが、エネルギー対策を含めて、農政だけでなく、政府全体として総合的な観点からの推進をさらにお願いをしたいということをお願いいたします。

3番目に、耕畜連携についてであります。私どもも稲発酵粗飼料を利用している畜産農家二百数十戸、利用していない畜産農家1400戸ばかりの調査をやらせていただいております。利用している農家の評価は非常に高いものがあります。酪農家にいたしましても繁殖肉牛農家にしましても、今使っている農家は8割から9割が今後とも使っていきたいという高い評価です。特に酪農家の中では、3割から4割の農家が乳量なり乳質がよくなったという評価も出ております。

ただ一方では、食用品種がまだ6割ぐらい使われている。専用品種が十分普及していないということもございまして、あるいは大規模な経営の方々も、先ほども出ていますがコントラクターの問題ですとか、あるいは耕畜連携がなかなかまだうまくいかないという問題もございまして、畜産農家で使っていない農家に対する啓蒙が、まだまだ必要だなという感じを、この調査結果から受けております。

いずれにしても大事な問題でございますので、取り組みを強化していく必要があると思

っております。

それと豚の関係で、先ほど佐藤課長の方から、地域肉豚の生産安定基金等の問題についての継続のお話をいただきましたので安心をいたしました。ぜひこれの継続について御努力をお願いしたいと思っております。

最後に、鳥インフルエンザの対策でございますが、自由民主党でも対策本部を直ちに設けるという形で、大変早い対応策を打ち出していただきまして、感謝をいたしております。

実は私どもも、全国養鶏経営者会議のお世話をさせていただいております。一昨日も対策会議をやったわけですが、風評被害が非常に大きいということがございまして、大都市の量販店なんかでも2割ぐらいの落ち込みがあるんじゃないかとか、あるいは直売のところでも非常に影響が出ている。あるいは廃鶏処理ができなくなっているという報告が出されました。

ワクチンの問題は前回質問させていただきまして、農林水産省がとっておられる方針につきましては、私も理解をいたしているつもりでございますが、一方で大規模な経営者からすれば自衛手段がないということで、大変不安を募らせているのが現実でございます。

先般の会議でも、諸外国のワクチンの利用について、生産者自らが調査に出かけるという話も出ております。ぜひ連携をとっていただきながら、対応をしていただきたいということを要望しておきたいと思っております。

以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

そのほか、専門委員の方。

福原委員。

福原委員 1つだけ発言させていただきたいと思っております。

先ほど佐藤課長の方から、このような価格の基準価格と保証価格を設定する目的は、再生産の確保、あるいは担保にあるということのお話でございました。私は和牛の生産者を会員としている団体に所属している者でございますけれども、和牛生産の経営のねらいの展開をずっとこのところ見ておりますと、当初は経済的なゆとりの追求が第一の目的だったと思っております。

それから時間が経過して、次には時間的ゆとりの追求。これはパートタイム制の導入が、行政として取り上げられておりますけれども。

今はさらに進んで、いわゆる畜産環境整備とも関係がございまして、精神的なゆとりを

追求しないと、なかなか地域の中で和牛生産をやっていけないという問題が生じております。においを出さないとか、あるいは地域の役員を務めるとか、牛舎の周りを美化するというので、何とか地域に受け入れられるような努力をしているようでございます。

実際現在は、御承知のように和牛子牛の価格は非常に堅調であるにもかかわらず、後継者がなかなか育ちにくいということで、現在高齢者で頑張っている人たちは、結局自分らは死ぬまで頑張らねばならないのかという思いで生産に努めていると考えております。

私は、再生産の確保というものは単に価格保証だけでなく、現代の時代では、再生産という言葉をもう少し広い意味で考えて、経済的だけでなく、ほかの観点からも含めた再生産というような物の考え方で、こういう価格保証等の問題も論議される時代に来ているんじゃないかなと思いました。

そういう点で、単に牛と生産者にどれだけの利用があるという、純粋な飼育費とか管理費とか資材費だけでなく、そのほかの精神的ゆとりとか時間的ゆとりにかかる費用等も考慮したような生産費を、一度試算していただきたいと思っております。

それと関連して、生産費のいろいろ資料をいただきましたけども、この項目とか費目は10年に一遍見直されるのか、ずうっと昔から伝統的にこういう項目で処理されているのか、そこら辺は経済の先生方に、またいつか教えていただけたらと思います。

きょうお話を伺っていて、そのように感じましたので。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

そのほかいかがでございましょうか。

菅野委員。

菅野委員 数日前、千葉県のある酪農家を見学する機会に恵まれたんですけども、それは搾乳牛、たしか60頭ぐらい、育成20~30でしたか。60代の御夫婦、それと中国からの研修生2人だったかな。スタンションの形式でやっている、多分日本の我が国の酪農の典型的な中小の一つの例だったと思うんですけど。

そこで昨年秋ぐらいからですか、大分普及し始めたキャリロボって、ロボット搾乳なんですけど、それをその酪農家は入れていまして、実際動いているところを見たんですね。

バケットを移動して行って一々乳房にくっつけてというと、高齢者にとっては大変な重労働になるわけです、1日2回搾乳すると。そういう機械に頼れば、簡単に移動して行って自動的に、くっつけるのは人がやらなきゃいけないんですけども、終わったら自動的に外れて次に移動していくという方式なんですけど、結果的には牛舎を改造するのにある程度



費用がかかるわけですね。そして、従来のバケットでやっていた方式だとパイプラインが細いから、それを太くしないといけない。それから、機械が移動するフレームを改造するのに、牛舎によるんですけども 1000 万ぐらいかかっちゃう。

だけどそこでは、この 2 月から稼働し始めたらしいんですが、大変省力管理になって体も楽だという。今後を考えると、そういう担い手の問題、後継者の問題も大変厳しい問題がありますので、そういうのをどんどん普及していくといいんじゃないかと思ったわけです。

今まで 1 台 1000 万のフリーストールでの大型の自動搾乳機、これも何カ所かで普及しているんですけども、それはフリーストールで 200 頭から飼うようなところでないと投資はできないと思います。

ですから、本当の中小の、それこそ搾乳 50 頭以下で家族経営でやっているところに、そういうキャリロボなんかを導入していくと、今後かなり酪農家も助かるのじゃないかなと思いました。

それに対して、国、行政からの補助の体制が、今後考えられるのかどうかというのを一つ伺いたいなと思っているんですが。

生源寺部会長 既に御意見を伺うという段階になっておりますので、一応御要望として承ることにいたしたいと思います。

それでは江藤委員。

江藤委員 私どもの協会、農経プラントは、裏では酪農家の人が出資をしている会社が 100% ほとんどです。そういうことで、酪農については要望というんですか、お願いというんですかね、地域指定団体の一元集荷多元販売ということで、5 年前は各県別に酪連がありました。これは農水省の方の強いリーダーで、日本全国 8 つのブロックで、今ブロッカーができております。

これまでは 20 年～30 年かけてなかなかできなかったものが、行政の指導でそういうふうになったんですが、これを一元集荷多元販売すると。そこまでいかないと、今後 WTO やら FTA の問題で、安い製品が入ってきたときにコストが下がらなければ、畜産の方も非常に苦労するというふうに、一つは思われます。

今後は輸送の問題にしても、乳質の問題にしても、一つに保たれた中でブロック化をしていく。これが直接農家とつながっていくということで、今後ぜひ、農水省の方で強い指導をしていただきたい。そして、コストが下がるような形に持っていくような形をとって

いただきたいということの要望であります。

以上です。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

そのほかいかがでございましょうか。

伊藤委員。

伊藤委員 私どもの団体といたしましては、食肉の流通の担い手という役割を持っておりまして、これは寺内委員、福岡委員から既にお話があったことなんですが、アメリカの牛肉の輸入再開という問題を前提として、消費者の安全が確保されなければなりませんけれども、アメリカの輸入の再開が重要な問題だという認識は持っていていただきたいと思えます。

いずれにしても、牛肉の肉量の30%がなくなってしまうという可能性があるわけですので、非常に重要な問題だろうと思えますので、ぜひよろしく願いいたします。

生源寺部会長 ありがとうございました。

そのほかいかがでございましょうか。

それでは矢野委員、それから小林委員も今、手を挙げられたと思えますので。

矢野委員 簡単に。BSEの問題だとか、あるいは鳥インフルエンザの問題とか出ております。食の安全と食の安心という言葉がいろいろ言われております。食の安全というのは、科学的な見地に立った安全というふうを考える。食の安心というのは、もちろんそういう科学的な知見も含めて感覚的な安心というふうにとらえられていると思えます。

そこで、私は研究者でありますけど消費者でもあります。食の安全と安心の距離をできるだけ縮めていただきたい。そのためには科学的な知見、それからグローバルなことで、いろいろな海外の情報だとか、あるいは国内での研究の結果の公開ということで、私たち消費者に情報を正確に開示していただきたい。開示と言うとちょっと大げさですけども、情報をたくさんいただきたい。そうすれば、食の安全というものと安心というものの距離が縮まるのではないかと考えております。国の方としても、そのためのいろいろな施策をとっていただきたいと考えます。

以上です。

生源寺部会長 それでは小林委員、お願いいたします。

小林委員 ちょっと大きな話で恐縮なんですが、日本の農業の現状、将来を考えるときに、私自身は個人的には非常に危機感を持っておりまして、本当に日本の農業がもつのか

ということを考えております。

その場合、何が一番重要かという点、当然農地と技術を持った担い手をいかに確保していくかということだと思っておりますが、その見地に立って、2つ考えていることをお話ししたいと思います。

1つは、政策の転換ということによって、直接支払いということが非常に大きな関心事になっている。そしてもう1つは、経営横断的な諸施策があります。

私は、将来日本の農業を残すという点でいくと、農地の善良な管理、保全して何とか子孫に美田を残すということを、この間の最重要の課題として持っていくべきではないかと思っております。

ですからそういう意味では、本日もお話があったように、土地利用型酪農推進事業ですとか、あるいはコントラで田圃に堆肥をまくことに対する助成対象にという方向は、非常に正しいと思っておりますが、そういった方向をより大胆に、いわば畜産部のお金だけではなくして、農水全体のお金を注ぎ込むような形で、農地を守るところに力点を置いた直接支払いに転換していく必要があるのではないか。この土地利用の管理の主体というのが、大きく畜産農家に期待されていることになるのではないかということが1つです。

それからもう1つは、担い手の確保ということによって、畜産農家は畜産経営は総合的に担い手は確保されていると思っておりますけれども、残念ながらだんだんとそれも脆弱化していくという状況が見られる。その点に立って、例えば経営支援組織であるヘルパーですとか、コントラクターということの経営的な基盤を強化するような指導、助成を今後も積極的にやっていただきたいということと同時に、日本型経営継承システムということで検討していった方向をさらに強化し、あるいは残念ながら今、北海道ではかなりシステムになっているリース牧場制度がありますが、都府県では残念ながらそういった仕組みがないということで、都府県においてこれ以上畜産というものが脆弱化しないような形で、若い担い手が、ある意味では希望を持って畜産に取り組めるような仕組みづくりを、さらに大胆に進めていただきたい。

この2点をお願いしたいと思います。

生源寺部会長 ありがとうございました。

そのほかございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは専門委員の皆様方、いろいろ貴重な御意見をありがとうございました。

続きまして、委員及び臨時委員の皆様方より、本日の諮問案を審議するに当たり、参考

として示されました試算値についての賛否を明らかにして、御意見の開陳をお願いいたしたいと思います。

順番でございますけれども、増田委員から開始していただきまして、臨時委員の皆様方につきましては五十音順で、ということは席の順番にということでございますが、お願いしたいと思います。

それでは増田委員、お願いいたします。

増田委員 本日、諮問案についての試算値を出していただいておりますけれども、これについて私は賛成したいと考えております。

私の意見でございますけれども、先ほど矢野委員がおっしゃられた保証基準価格水準のこととも少し関連するのでございますが、今回見直しということは多少示唆されておりますが、そもそも保証基準価格水準の算定方式というのは、自由化対策のセーフティーネットだったと聞いております。

としますと、自由化といいますと、平成3年ですからもう10年以上たっているわけで、非常に消費者的な視点で言いますと、今の時代では過保護と言っても言い過ぎではないよう気がしております。

なぜなら、現実の現状を伺いますと、13万円という価格保証があるばかりに、又レ子を安く買うという市場原理が働いていない。しかも、昨年9月の数字で見ますと、又レ子が4万3000円で6カ月育てた子牛が3万6000円という、考えられないような逆転が起っております。

このために、200億円に近い予算が振り向けられていると聞いておりますけれども、しからは乳用種の枝肉はどこへ行ったんだと聞きたくになります。ここから生まれる国産牛というのは、直接消費者が生肉として手にするには少ないのではないかと。ですから、これは、消費者の立場で言うと納得がしにくい価格保証です。

それから、先ほどから多少出てきておりますけれども、価格保証というのは国際的議論の中でも、日本の農業をこれから進めていきます上で市民権がないのではないかと議論にもなってくると思いますので、今年度以降、真剣に御議論されるような大事な項目になっていくと考えます。

以上でございます。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

引き続き石川委員、お願いいたします。

石川委員 試算値については、一応賛成いたします。理由としては、例年やっています複雑な計算方式にのっかって出したものなので、こととしてはこれで妥当であろうということですが。

ただ、数字に絡んで2点だけ言いたいのは、1つは脱脂粉乳の過剰の問題ですけれども、関係各所に来年までにぜひお願いしたいのは、新商品の開発、あるいは販売促進に取り組んで、来年のこの会議のときには、在庫がまたふえているということがないように進んでいって欲しいというのが1点。

それからもう1つは、今、増田委員からも出たことですが、これも来年までのことを考えますと、肉用子牛のうちの乳用種の保証基準価格の実情に合った算定方式を、ぜひ来年には見つけておいてほしいなと思います。

以上です。

生源寺部会長 ありがとうございました。

それでは犬伏委員。

犬伏委員 もとの算定価格には、よくわかりませんが一応賛成というスタイルにいたします。

意見なんですけれども、今お二方がおっしゃられたのと全く同様の感覚なんですけど、私たち消費者としましては、安くていいものが欲しい。これが大前提なんです。そのときに考える最低の価格、あるいは保証をしておくという考え方って増田さんがおっしゃったように、ちょっと今時ではないのかな。

ただ、小林さんがおっしゃられていたんですが、私たち消費者全体が、食に関しては自給率60%とか、本当はもっと高いのがいいのかもしれませんが、自給というところには心しなければならぬ。自給は確保していきたい。

ですから、今まで農水の方でいるんな手だてでその自給を確保し、国土を保全するがためにいろんな形でやってきたんだと思うんですが、それをもう少し私たちに見えるようなスタイル、何と言ったらいいんでしょうか、国土を保全し、農という、私たちにとって絶対なくてはならないものだと思っていますので、それを育成するためにこれだけの金額、200億じゃ少ないかもしれませんが、もしかしたら300億になるか400億になるかわかりませんが、そういう金額を出しています。こんなふうに出して、その結果がこうでしたと見えるような形が欲しいと思います。

生源寺部会長 ありがとうございました。

今委員。

今委員 3つの諮問に対しては賛成いたします。

意見なんですけれども、さっきの要請の場で、ゆとりある家族経営による環境保全型酪農実現に関する要請というのがありましたが、その要請の内容をよく見ていただいて、私としてもこれらのことをお願いしたいと思います。

その中で、特にコントラクターの育成とか、先ほど言いましたけれども、耕畜連携の面でさらに大きな理解と御支援と、また現場の声をよく聞いていただきたいと思います。

それともう1つ、食育の推進の観点からも、消費者交流、酪農教育ファームについてなんですけれども、教育的な観点から農業関係だけでなく、文部科学省との連携もきちんととっていただいて、よりいい形で子供たちに現場を知っていただくという形をつくっていただきたいと思います。

それと、全国レベルで酪農家の共進会というものがあるんですけれども、そういうものも消費者との交流にもつながりますし、担い手の育成、また自分たちの経営のレベルアップ、乳牛の改良といろいろなものすべてを含んで共進会という形でやりますので、そういうことも一つの大きな全国的な行事として支援をいただいたり、理解をしていただいて、それを啓発するような形をとっていただけたらうれしく思います。

以上ですけれども、何回も言いますが、担い手が夢を持って、希望を持って頑張れるような政策と支援をお願いしたいと思います。

生源寺部会長 ありがとうございます。

大野晃委員。

大野（晃）委員 補給金単価につきましては、諮問案が妥当だろうと考えて賛成をいたします。

限度数量につきましても、脱脂粉乳の在庫過剰という問題がございますけども、生乳生産の基盤の維持、あるいは在庫対策等々を考えましてやむを得ないということで、諮問案に対して賛成をさせていただきます。

乳業関係、4点ばかりお願いを申し上げたいと思います。1点は、WTOの交渉絡みでございますが、急激な関税の引き下げというのは、酪農乳業の構造自体にかかわる大変大きな問題になるというふうに考えました。再生産可能なレベルでの決着を、ぜひお願いをいたしたいと思います。

2番目は脱脂粉乳の在庫問題でございますが、乳業メーカーが現在、生産者団体とともに

に実施を計画いたしております過剰在庫削減対策に対しまして、御支援をお願いをしたい。  
また、液状乳製品の生産拡大対策の拡充・維持も、あわせてお願いを申し上げたいと思  
います。

3番目は加工乳、乳飲料、あるいは牛乳・乳製品の消費拡大でございます。先ほども申  
上げましたように、加工乳、乳飲料のイメージがやや低下をしていますので、この高揚  
につきまして、ぜひ御助力を賜りたい。

あわせまして、牛乳・乳製品全体の消費拡大についても、業界としても努力をしてまい  
るつもりでございますので、ぜひ御支援を賜りたいと思っております。

なお、これに関連しまして国産チーズの問題ですが、国産チーズは割合に国際競争力が  
あると思われまますので、諸対策の継続を、ぜひお願いを申し上げたいと思ます。

4番目は、WTOあるいは国際化絡みでございますけれども、乳製品工場の再編合理化  
についても、今後業界として取り組んでいくことが必要かなと思っております。ぜひ、農  
林水産省の包括的な御支援を賜ればと考えております。

以上でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

それでは大野健三委員。

大野（健）委員 3つの諮問案について、賛成いたします。

私の方で3つの点でお願いさせてもらいたいと思ます。1つは、先ほど福原委員もお  
っしゃったように、和牛の生産基盤が非常に弱まってきておる。特に繁殖農家が減ってき  
ておる中で、今度農水省の方でも新しく地域肉牛振興基金等をつくっていただくというこ  
とで、こちらの方を強化していただくということを聞いておりますが、ぜひ今後の和牛を  
残すという意味でも、こういう対策を強化していただきたいというお願いであります。

2点目は、肉骨粉の有効利用でございます。現在、肉骨粉というのは、基本的には鳥、  
牛、豚全部から出ます。鳥については今、豚用と鳥用のえさに使うことができます。牛と  
豚から出てくる肉骨粉はえさには使えません。また、肥料にも使えません。

既に科学的には、豚だけには本来問題はないのではないかと聞かれていますと聞いており  
ます。ただし、豚の肉骨粉の処理は、どうしても牛と一緒に処理しますので分離できない  
ということから、今、豚も使えないということ、大体肉骨粉の半分は豚から来ておりま  
すが、これを全部燃しております。結果的に300億ぐらい使っておりますが、半分ぐらい  
は豚の肉骨粉も燃しておるということで、非常にむだだと思ます。ぜひ、これらを使え

るような、諸書類上の施設対応を強化してもらえるような案をつくってもらったらどうであろうか。

またあわせて、えさに使うについても、食品安全委員会で審議をやるということなので、これらについても使えるような基準を早くつくっていただいて、また必要な施策を打っていただくということになれば、燃してしまう費用も減りますので、ぜひお願いしたい。

肉骨粉は、BSEが出て以来、悪いもののように言われておりますが、えさから見て非常に効率のいい、非常にいい原料でございます。またこれは、肉を食べれば当然出てくるものなので、ぜひ有効に使う必要がありますので、こういう点も、ぜひさらに進めていただければという要望でございます。

3点目は、山田委員と矢野委員がおっしゃったように風評被害であります。今回、インフルエンザ問題につきましても、テレビを見ると、これらの生々しい現場が日に何十回も出てくるということから、本来、卵もプロイラーも非常にいい商品ですけども、何か非常に危ないものという認識が出てきている。結果的には、それで販売も非常に落ちてきておるという状況でございます。言い方を変えると、これはBSEと非常に似た格好になっております。ですので、科学的知識の情報をどんどん言わせると同時に、国としてもマスコミをもっと活用して、いかに安全かということを訴えていただくような施策を、さらに取り組んでいただきたい。

これまでの取り組みは非常にいいんですが、残念ながらまだマスメディアの方の情報量が強過ぎて、よく消費者に伝わっていかない。非常にいい食品が、そういう意味では非常に不当に扱われているという状況ですので、そうならないようにするというのと、またなった場合の対応も検討してもらったらどうかということで、トータル3点の要望をお願いいたします。

以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

それでは岸委員。

岸委員 きょう出されております案には賛成です。まず、加工原料乳の補給金が下がるのでありますけども、これは算定方式どおりということで、特に御異論も皆さんないようすし、いいんじゃないかと思えます。

ただ、限度数量 210 万 t 据え置いて大丈夫かなという気が若干しないでもないんですけども、一方で単価を下げているということと、もう1つは、業界の努力にも期待をする



ということで、据え置きでいいのかなと思います。

それからもう1つ変わるところは、肉用子牛の保証基準価格であります。生産者団体の方も認めていらっしゃるし、それから吉濱委員も経営にあんまり影響はないんじゃないかということをおっしゃっていますので、これでもよしいんじゃないかと思います。

保証基準価格の算定方式につきましては、既に矢野さんとか増田さんから御意見が出ておりますように、早急に見直しをする必要があるだろうなと思います。

それから、少し一般的なことを1つだけつけ加えますと、先ほど大野晃委員も触れられました、WTOとかFTAですね、こういう時代にマッチした対策を先取りするぐらいの気持ちで、これからは打っていかないといけないんじゃないかなと感じております。

もちろん、日本の主張すべきことを遠慮しろということではありませんで、日本の立場はきちんと主張するのは当然でありますけども、しかし同時に国際的な枠組みも十分に意識した上で、対策を早目に用意しておく必要があるだろうと思います。

以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

それでは木村委員、お願いいたします。

木村委員 諮問案には、私は現状からしてぎりぎりの賛成です。

お願いなんですけれども、1つには、今、岸委員もおっしゃいましたが、計算基礎の数字はもっともっと検討されるべきじゃないかと思っております。それを篤と御検討いただきたいということが1つ。

それから関連しましてFTAの関係ですけれども、どうも関税率の引き下げ云々の方向に走っていますが、これは一定の歯どめをかけておかないと国内農業はなくなるんじゃないかと思っています。そういうことはないと思いますけれども、関税収益でもって農業予算、畜産予算、それらへストレートに反映させるということもあると、もしかしたら大変でございますので、そういうことのないようにお願いしたいと思っています。一定の財源確保は絶対に必要であろうと思っています。

それから、ちょっと話はそれますけれども、基本計画の見直し等がありますが、その中に食料自給率は45%目標というのが前にあったはずなんですけど、最近非常に弱くなっていますね。そのことを懸念いたしております。いろんな関係でこういう部分的な考えを議論しておりますけれども、それ以前に食の安全、安心という立場からして、そして子供たちの健康志向からしましても、輸入農産物は絶対避けるべきだと。国内の体制整備をしな

がらも、輸入農産物の危険度については皆さんおわかりのとおりでございます。

一例を申し上げますと、ドーハのバナナには放射能がかかっている。ドーハのハウレンソウにはDDTがかかっている。ですから、1カ月ぐらい店頭に並んでも、ハウレンソウがぎーんとしているよと。これはだれしも知ることでございます。

最近切れるという子供たちが多いわけですね。それは医学的にも脳みそと頭蓋骨の間に空間ができていることが証明されているわけですね。そういうことを踏まえますと、もっともっと大事なところで、食というものを深く考えた行政政策があつてしかるべきだと、私はこういうことをお願いしておきたいと思っています。

なお、夢と希望の持てるような畜産経営と言いますけれども、夢じゃなくて、せめて希望だけは持てるような政策をお願いしたいと思っています。

生源寺部会長 ありがとうございます。

手塚委員、お願いいたします。

手塚委員 きょうは別の業界の会合がございましておくれまして、申しわけございません。

まず初めに、諮問案について賛成いたします。この場をおかりしまして、私が懸念していることを2～3申し述べたいと思います。

日本は先進国ですが、世界中の先進国の中で、食料自給率が群を抜いて低いという事実を認識する必要があります。輸入物をいつでも買えるというのは錯覚であります。

日本の自給率は40%前後と言われてはいますが、他の先進国の殆どは100%を超しております。中国の動きが急で、オリンピックに備えてインフラ整備が急ピッチで行われております。世界じゅうの船腹は中国に向かって行って、日本に向ける船が非常に不足しているという実態がございまして。このため、輸入原料コスト高の一因となっております。

1960年代は、聞くところによりますと大麦、小麦以外は自給率100%だったんですね。それがいつの間にか40%になってきているんです。

日本の豊かな食生活というのは、これほど危険な状態にございまして。したがって、これ以上自給率、とりわけ畜産物を低下させるわけにはいかないと思っております。

以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

土井委員。

土井委員 本日の諮問案については賛成いたします。その上で2点だけ。

1点は、既に多くの委員の先生方から意見が出ました、乳用子牛の保証基準価格の見直しについてでございますが、これは既に御意見があった委員の方々と同意見でございますので省略いたします。

もう1点、この数年家畜家禽の感染症の発生が続いておりますけれども、この点につきまして非常に困難な作業であるということは、専門的な立場から十分承知した上でお願いしたいんですが、引き続きそれぞれの感染症の感染経路の特定について、努力を続けていただきたいと思います。

以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

内藤委員、お願いいたします。

内藤委員 諮問されました加工原料乳の限度数量及び補給金単価並びに指定食肉の安定価格、肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格につきましては、生産条件あるいは自給事情及び物価その他の経済事情などを総合的に考慮しますと、政府試算に示された考え方で定めることはやむを得ないと考えます。その上で、幾つか意見を述べさせていただきます。

一昨年もこの件について質問させていただいたんですが、指定肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格の算定についてであります。現在の基準期間、58年2月から平成2年1月を前提とした算出する考え方は、牛肉自由化後10年以上たった現在、矛盾が出始めていると思います。改めて国産牛への国民ニーズ、それから消費市場の動き等、現状に見合った考え方に基づく算出式が必要ではないかと考えます。その旨を建議に盛り込むべきであると考えます。

2点目ですが、脱脂粉乳の在庫が10万tに迫る勢いとなっておりますが、この解消が極めて重要であると思います。これは当然でございますが、メーカーを中心とした関係者が真剣に検討すべき事柄であると考えます。

この結果いかによっては、当然メーカーの収益悪化につながり、ひいては加工原料乳価の低下、さらには飲用乳価にも影響しまして、酪農家の皆さん方の所得減少にもつながると言わざるを得ません。そういう意味で、関係者のさらなる努力を望みたいと思います。

第3点目ですが、山林や耕作放棄地等地域資源を活用した中山間地域における畜産振興、特に肉用子牛の生産振興対策が重要だと思えます。

4点目でございますが、財源厳しい中でありましてけれども、畜産環境対策、飼料増産対

策、消費者にさらに正しい情報を積極的に提供する立場からの情報提供対策等の関連対策が必要であると考えます。

また、これらの施策が単品ではなくて多角的に組み合わせられ、相乗効果が得られるように仕組みられ、運用されるよう希望いたします。

最後までございますが、消費者に軸足を置いた農政が言われておりますが、いずれにせよ、生産者と消費者の双方に軸足を置いた政策とその運用が求められているものと考えます。すなわち、納税者が納得する諸施策が今必要であろうと考えおりますので、よろしく願います。

以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

中村委員、お願いいたします。

中村委員 まず、各諮問案については賛成です。

意見、要望については4点ほど申し上げたいと思います。第1点が、WTO、FTA交渉についての要望であります。これから本格化するわけですが、その交渉スタンス等についての要望であります。

まず、WTOの方ですけれども、協議再開という動きがある中で、特に関税の上限設定の問題ですね。マスコミ等で設定容認例外品目が焦点のような報道も一部あるわけでありまして、そうではないはずであります。基本である日本提案について、マスコミ対応を含め、きちんとやってほしいというのが一つ。

それからFTAについてでありますけど、メキシコが終わってアジアが焦点となるということではありますが、全体の交渉は進展させる必要があると思いますが、農業が足かせという報道が非常に多い印象であります。そういったことに惑わされずに、毅然として、こっちの方は例外品目の設定を主張してほしいし、どこの国のFTAでも例外品目はあるという実態があるわけですから、その点お願いしたいと思います。

2点目が、畜産酪農基本政策の確立の点であります。現在、来年3月を目途に、食料・農業・農村基本計画の見直しが進められるということではありますが、その検討に当たって、考慮すべき事項について幾つか申し上げたいと思います。

1つは、最近さまざまな環境変化、あるいは突発的事件等があつて、今農家は将来の生産基盤の維持確保に不安を抱えて悩んでいる状況ではないかと思っています。

例えば、今申し上げたWTO、FTAがどうなるかという問題もありますし、国民の安

全・安心あるいは環境問題への関心の高まりへの対応という課題がありますし、牛肉の輸入停止の長期化予測みたいなのもありますが、一方で生産はどうするのか。増産はすぐできない構造ですから、そういった問題です。

それから、ちょっと心配しているのが、特に肉用牛農家の後継者確保が難しく、生産基盤が維持できるかという課題もあります。肉用牛農家は、この5年間で3割近く減っているという状況にあるわけであります。

それに鳥インフルエンザ問題等も加わって、いわば考慮すべき事項が非常に多いというふうに認識しております。したがって、基本計画の見直しに当たっては、単に現在の基本計画を表面的に見直すということではなくて、総合的視点から見直しが必要だと思っておりますのでお願いしたい。

それから、経営所得安定対策について、水田なり畑作で品目横断的な検討が進められるということではありますが、畜産について考えた場合、経営構造等から見て、品目横断とはならないのではないかと思うわけであります。しかし、現在の畜種別の懸案対策について、今のままでいいのかということを含めて、総括検証して、そのあり方を検討していく必要があるんじゃないかと思っております。

それから、予算についてでありますけども、ことは環境対策を含め、措置されたことを感謝申し上げたいと思っております。将来のことを考えますと、以前の事業団、今の機構の指定助成事業の貯金が少なくなっている状況もあります。しかし、そうは言っても金がないからできないということでは済まない問題でありますので、今後の予算確保について検討をお願いしたいと思っております。

3点目は、耕畜連携対策であります。ほかの委員からも意見が出ておりますが、2つの側面からの意見であります。1つは、堆肥の還元についてであります。ふん尿処理施設の整備が進むことに伴って、堆肥の生産が相当ふえると見込まれるわけですが、耕種農家では散布の手間等の問題があるわけで、活用し切れない可能性も、余って困るという問題も今後発生することを危惧しております。したがって、耕種農家での活用を手助けする対策を強化してほしい。今回、水田コントラクター助成の検討という話もありましたが、ぜひお願いしたいというのが1つ。

もう1つの側面は、これも先ほど出ましたが、自給率向上の観点から、水田におけるホールクローブサイレージを年々増加して、今5000haまで拡大し、まだまだふやせる余地はあると思っております。

折しもちょうど、ことしから米政策改革がスタートして、その中の産地づくり対策のメニューの一つにも耕畜連携が挙げられる。そっちの方は今集落で、地域水田農業ビジョンづくりをやっているわけですが、その集落での相談の中に畜産農家も入れて耕畜連携を取り組むという形を我々もやっていきますが、ぜひ行政サイドでもそういったのを推進してほしいなと思います。

それから、堆肥もホールクroppもそうですが、これから少し広域的な連携も必要ではないかと思うので、行政等の橋渡しの取り組みもお願いしたいと思います。

最後に4点目ではありますが、家畜防疫衛生対策に関連して、先ほども出ましたが、BSE、鳥インフルエンザの感染原因の究明を引き続きお願いしたいというのが1つ。

2つ目は、BSEの検査について、OIEの国際的な統一的な基準設定みたいなもの提案が必要ではないかと思っているわけで、検討をお願いしたいということ。

3つ目は、食べても安全といってもかなり消費減退があると聞いておりますので、さらにPR活動をお願いしたいと思います。

それから、先ほど大野委員からも出ましたけど、肉骨粉等のリサイクル、資源の有効活用という意味で、特に我々の方には果樹農家から肉骨粉を使いたいというのがあります。ぜひ、食品安全委員会の早期結論のもと、取り組みをお願いしたいということでありませう。

以上であります。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

松木委員、お願いいたします。

松木委員 諮問案に関しましては賛成いたします。

BSEや鳥インフルエンザ問題は、改めて安全な食を考えるよい機会かと思っております。問題のあった国からの牛肉の輸入に関しては、若い健康な牛からもちょっと不安もございますので、全頭検査の姿勢は固く守っていただきたいと思っております。

それから、トレーサビリティについて大変期待しております。今私たち、店頭でお肉を選ぶのに、表示に頼ることができないというか、あんまり信頼が置けない状況でありますので、トレーサビリティがどのような実現になるのかわからないんですけど、店頭でパソコンみたいところで当てると、すぐ情報が出てという形を期待しておりますが、そのようになるのかなのは実情はわかりませんが、消費者が商品選びに非常に参考になると思いますので、そこまで期待しております。

それから、お肉のみならず、加工品の方まで広がるとありがたいと思っております。

それから、食に関しては効率を最優先するのではなく、自然の中で飼育されたものを望みたいという希望がまだございまして、防疫の立場からウインドレスといいますが、窓のない空調整備された閉所で、工業製品をつくるような飼育状況は望んでおりません。

それから、各委員からも御意見が出ておりましたように、日本の食は自給力を高めなくてはいけないというのは、私たち消費者も非常に思っておりますので、自給率を上げるような施策でお願いいたします。

とは申しますものの、国内産のお肉は安全だから高いのは当たり前というような姿勢ではなく、手に入れやすい、品質のよい国産肉を手に入れたいということが希望でございますので、どうぞ各方面の方、その辺を観点に御努力いただきたいと思っております。

とりまとめができませんですけど、このような意見でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

山口委員。

山口委員 諮問案については了ということでございます。

北海道からのお話でございますけれども、8200戸の酪農家が日夜営農にいそしみまして、380万t絞っております。ここ何とか生産基盤を回復して、2～3%ずつふやしてきているところですけども、酪農家そのものは毎年2%程度の方がリタイヤされている。1年365日ノンストップで働き続けまして、家族4～5人で得た所得が平均で1200万円ぐらいだということ。これが何かちょっと多いようなことを言われておりますけれども、1人で見ますと300万円にもならないのかなと。

統計では2500時間から2600時間働いていると言っておりますけれども、酪農家の実感としては3000時間ぐらいは働いている。特に、冬場はマイナス20度にもなる中での作業でございまして、奥さん方は子供の世話や家事の支度もありまして、最近は生産履歴の記帳など、大変な労働でございます。私の娘も酪農をやっているんですけども、朝飯はおにぎりを持って行って食べているというような実態でございます。

数年、ほかの作物との比較では恵まれたと言われておりますけれども、このような実態でございまして、それも国の支援があつてのことでございます。しかし、このような状況でも、先ほど言いましたように離農は進んでおりまして、戸数が減少している。

酪農家の努力と政策支援によって、安定してきたとは言われておりますけれども、今まさに話題になっておりますWTO、またFTAの交渉など、国際化という難題が立ちはだかっているわけでございまして、関税の引き下げの水準いかにによりましては、酪農も甚

大な被害が当然想定されるわけであります。

加えて、口蹄疫、BSE、鳥インフルエンザと予期せぬ事態が起こっておりまして、安全・安心な食料の供給が、本当に強く求められている時期になったわけでございます。お話ししましたように、酪農家は飼料などの生産履歴記帳を初め、安全・安心な生乳生産に努めておりまして、また可能な限り自給飼料の増産にも努めております。

将来とも担い手が、意欲と希望を持って取り組むことができるような政策の支援と、可能な限り国内生産であるという視点から、自給率の向上に最大限に努力していただくことが必要と考えております。

いずれにしても、先ほど中村常務からも話がありましたけれども、関税をあてにした政策展開は、なかなかBSEの財源の一連の枯渇している状況を見ますと無理なのかなと。思い切った予算措置の方向を、来年からやらなきゃならぬと思っております。

畜産部の皆さんには昨年秋以来、北海道、生産現場に何度も何度も足を運ばれまして、多くの議論を重ねましてきょうに至ったわけでございます。財源不足の中での一連の関連対策、本当に御苦労さまでございました。

いずにいたしましても、これからでございます。これからもよろしく。長丁場、ありがとうございます。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

吉田委員、よろしく願いいたします。

吉田委員 諮問にあった平成16年度食肉安定価格等の価格については、諸般の情勢を踏まえ、諮問案のとおり決するにやむを得ないと考えます。

養豚をめぐる動きについて、2点ほど申し上げます。最初に、日本とメキシコのFTAについて申し上げます。養豚関係者は、今回関税が撤廃されれば輸入が増大して国内生産が壊滅的打撃を受け、皆さんに国産のおいしい豚肉が提供できなくなると考え、協定の関税撤廃品目から豚肉を除外されるよう運動し、皆さんに訴えてきました。

結果的には、品目から除外されなかったのですが、差額関税制度が堅持されたので、少し安心しております。関係者の皆さんの努力と御理解に感謝しております。

これからが一層大事です。どのような影響が出てくるか十分に監視して、影響が出た場合には敏速な対応をお願いしたいと思います。メキシコに続いて、アジア諸国とのFTA交渉が開催されます。また、WTO交渉もあり、国際競争が激化することは避けられません。こうした中で、国内の養豚経営の経営者の声をしっかりと受けとめ、交渉に臨んでい



ただければ幸いです。

次に、養豚経営安定の強化に関して申し上げます。まず、来年度の養豚経営の安定対策について、養豚生産者が意欲の出るものであり、短期的なものから中・長期的なものまで幅広く講じていただきたいと思います。

1つは、地域や集団で生産性の向上、そして銘柄化を進めている活動への支援。2つ目は、優良種豚の確保、利用、衛生管理の改善などの取り組みへの支援をお願いします。

また、私たち生産の努力だけでは対応できないことがたくさんあります。屠畜の検査料、飼料価格、建築基準、動物用医薬品の価格など、海外に比べて大幅に高い現状にあります。こうした部分の規制緩和などを行い、コスト削減ができますよう、御尽力をお願いいたします。

鳥インフルエンザ等が発生している状況の中で、畜産における疾病対策に万全を期していただきますとともに、万一発生があった場合の経営支援対策についても、よろしく願いいたします。

最後に、私も県内で20名の養豚農家とともに銘柄化を進め、消費者の皆さんに喜んでもらえるよう努力してきました。こうした努力を御理解の上、今後とも政策を進めていただければと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

以上をもちまして、御出席いただいております委員の皆さんからの御意見をちょうだいしたわけでございますが、本日欠席されております足立委員から、意見が書面で提出されておりますので、事務局の方から朗読をお願いできればと思います。

伊地知畜産企画課長 それでは、足立委員の意見について朗読をさせていただきます。

重要議題の会議ですのに、国際協力の公務と重なり欠席しなければなりません。大変申しわけなく残念ですが、議決等について、部会長に一任することをお届けいたします。

なお、議題2の留意すべき事項の検討に、次の点を入れていただきたく、お願い申し上げます。

牛乳・乳製品の需給バランスがうまくいかず、特に脱脂粉乳の在庫数量が増加している現状について、生産者団体と乳業メーカーが協力して、競合する商品との置きかえなど、脱脂粉乳の需要拡大に向けた取り組みを行う予定と報告されていますので、その活動に期

待します。

しかし、従来からの下降傾向に歯どめをかけ、近い将来、上昇へと変換するためには、積極的で抜本的な検討が必要と考えられます。

例えば、次の視点での国民的な理解を進める食育の推進と、その推進ネットワークについての検討です。全国的に、全年代的に摂取不足が問題であるカルシウムをはじめ、多様な生態調整機能を発揮するという牛乳のすぐれた栄養性についての理解。それから、食品加工技術の進歩等によるすぐれた味。それを実現する多様な調理性や簡便性等についての理解。

高い自給率を保持し、安全で安心な食材であり続ける可能性があることと、一方、世界各地で多様な食文化が育っている牛乳料理の知恵やスキルを取り込みつつ、時には新しい食文化を創造するチャンスを含んでいることへの理解。

身近な地域生産物なので、生産、加工、流通、販売、購入、調理、味わって飲む、食べる、消化吸収、代謝し、生きる力の形成。

次の生活力や労働力へという、人間の食の営みの循環性を身近に学ぶことができること（すぐれた教材性）への理解等々。

これらの循環性を包括的にとらえた日本人にとって、牛乳の有用性の科学的な根拠や、それを踏まえた食育の方向や方法について検討する複眼的な研究と、実践の組織やネットワークづくりの促進等、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

そのほかにはございませんか。よろしゅうございますか。

それでは委員の皆様方、御協力ありがとうございました。当初念頭に置いておりました時間よりも、やや早く進行しているようでございます。

以上をもちまして、御意見を拝聴いたしたということで、答申の原案を作成することといたしたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

生源寺部会長 御異議がないようでございますので、従来からの慣例のとおり、私の方から起草委員を指名させていただきたいと思いますが、この点につきましてもよろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

生源寺部会長 それでは、次の方に起草委員をお願いいたします。

増田委員、石川委員、大野晃委員、土井委員、山口委員、吉田委員、以上の6名の方にお願いをいたしたいと思います。また、起草委員長はまことに御苦勞でございますけれども、増田委員をお願いをいたしたいと思います。

なお、私も起草委員会には同席するというので、御了承をいただきたいと思います。

それでは、原案が作成できるまで暫時休憩といたしたいと思いますが、昨年の場合でございますと、食事少し早いような気もいたしますが、食事挟みまして、少しオーバーするかもしれませんけれども、1時間半程度で原案ができ上がっております。今回もできる限り早く、迅速に取りまとめていただくよう、起草委員会の皆様方にはお願いいたしまして、しばらく休憩といたしたいと思います。

午後4時25分休憩

午後6時27分再開

#### 答申及び建議

生源寺部会長 大変お待たせいたしました。部会を再開いたします。

ただいま起草委員会におきまして、慎重に審議をいたしました結果、答申案及び建議案を作成いただきましたので、起草委員長から御披露を願います。

増田起草委員長 座ったまま失礼いたします。

それでは、起草委員会で取りまとめました、答申及び建議案につきまして御報告いたします。

恐れ入ります、事務局から御朗読をお願いいたします。

伊地知畜産企画課長 それでは、朗読をさせていただきます。

農林水産大臣 亀井 善之 あて

食料・農業・農村政策審議会

会長 八木 宏典

答 申

平成 16 年 3 月 18 日付け 15 生畜第 4946 号で諮問があった平成 16 年度の生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量及び加工原料乳の補給金単価を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項並びに平成 16 年 3 月 18 日付け 15 生畜第 4948 号で諮問があった平成 16 年度の指定食肉の安定価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項並びに平成 16 年 3 月 18 日付け 15 生畜第 4949 号で諮問があった平成 16 年度の肉用子牛の保証基準価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項及び合理化目標価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項については、下記のとおり答申する。

なお、併せて別紙のとおり建議する。

記

1 生産者補給交付金に係る加工原料乳の限度数量及び補給金単価については、生産条件、需給事情及び物価その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、やむを得ない。

2 豚肉の安定価格については、その生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、やむを得ない。

牛肉の安定価格については、その生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、やむを得ない。

3 肉用子牛の保証基準価格については、その生産条件、需給事情及びその他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で決めることは、やむを得ない。

肉用子牛の合理化目標価格については、平成 16 年度につき試算に示された考え方で定めることは、やむを得ない。

続きまして、建議でございます。

建 議 ( 案 )

酪農・食肉共通

1 本年 12 月から流通段階で開始される牛肉トレーサビリティ制度を初めとするトレーサビリティシステムを活用し、適正な表示の徹底を推進するとともに、生産・加工・流通

の各段階における衛生・品質管理対策を通じて、安全・安心な畜産物の生産・供給を確保すること。

2 意欲のある担い手の確保・育成を図るとともに、酪農ヘルパーの利用拡大や肉用牛ヘルパーの普及定着等を図ること。

3 家畜排せつ物法に基づく管理基準の適用猶予期限の到来を踏まえ、施設の整備を一層促進するとともに、地域の実態に応じた家畜排せつ物の処理・再資源化、たい肥の利用の促進を図ること。

4 自給飼料基盤に立脚した畜産経営の育成を図るため、「飼料増産推進計画」の下、適切な草地更新、耕畜連携による稲わらや飼料用稲の有効利用、コントラクター組織の育成等の対策の実施により、自給飼料の生産利用の拡大を図ること。さらに、飼料安全対策の充実・強化を図ること。

5 牛海面状脳症（BSE）について、清浄化の達成に向け、死亡牛のBSE検査による浸潤状況のより正確な把握、感染原因・経路の究明に努めること。

6 科学的見地にに基づき肉骨粉の有効利用を図ること。また、食の安全・安心のための措置に要する経費の現在の負担の在り方について見直しを検討すること。

7 関連対策については、政策目的、達成度を踏まえ、適宜見直すとともに、その実施に当たっては、透明性の確立、適切な執行に努めること。

#### 酪農・乳業関係

1 脱脂粉乳の在庫が過去最高水準に達するといった需給状況を踏まえ、生乳・乳製品の需給の改善を図るため、需給情報の的確な提供、脱脂粉乳の新規用途の開拓、脱脂濃縮乳、チーズ等の消費拡大に努めるとともに、需要に見合った生乳生産体制を確立すること。

2 牛乳・乳製品は、多様な栄養素をバランスよく含む優れた食品であることから、消費者の食品の機能性に対する関心の高まりを踏まえて、消費の拡大に努めること。

3 国際化の進展を踏まえ、酪農・乳業の経営基盤の強化を通じて国際競争力の向上を図るため、乳製品工場の再編合理化等各般の施策を推進すること。

4 土地利用型酪農推進事業については、飼料基盤に立脚し、畜産環境問題にも適切に対応し得る酪農経営を育成する観点から、今後ともその在り方について見直しを行っていくこと。

#### 食肉関係

1 肉用牛生産基盤の整備や地域肉豚生産安定基金制度を初めとする養豚経営の経営安定

対策の継続実施により、地域における多様な取組等への支援を通じて、再生産の維持・確保と生産コストの低減を図ること。

2 肉用子牛生産者補給金制度については、乳用種子牛の価格をその素畜（ヌレ子）の価格が上回る現象すら生じている近年の価格動向等を踏まえ、乳用種牛肉の生産、流通、消費の実態や今後の見通しを検証した上で、乳用種子牛の保証基準価格の算定方式等の在り方について検討し、適正な方式を導入すること。

以上でございます。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

ただいま朗読していただきました答申案及び建議案につきまして、御賛同を得ることができるならば、この案を当部会の答申及び建議といたしたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

岸委員。

岸委員 1つは「亀井善之あて」と書いてありますが、敬語がないんですがこれはいいんですか。昔だったら「殿」とか「様」とか書くところですよ。大臣に書くときに敬語なしで出していいんですかね。

生源寺部会長 決裁をした上で、手交するものに関しては「殿」になると思います。

岸委員 正式に出すときには「殿」がつきますよね。それは確認です。

それからもう1点確認ですが、全部「やむを得ない」となっていますね。これはもちろん議論されたと思いますけども、僕は「やむを得ない」じゃなくて、積極的に賛成しているんですよ。だれ1人反対なかったですよ。

生源寺部会長 この点につきましては、実は起草委員会の中でも、委員長からまた補足があればあれですけれども、議論はいたしました。

岸委員 全員が賛成だったら、「妥当である」とか何かにしなかったのは、それはどういうことですか。念のため、確認です。

生源寺部会長 2名の方が「やむを得ない」という表現で、試算値について意見を表明されておりまして。また、部分的に限度数量について「やむを得ない」という表現をされた方もおられます。

とは申しますものの、賛成であるという方が多かったということも事実でございます。ただ、この間、「やむを得ない」という表現をずっと使ってきているということもございま

して、変えるとすればそれなりに熟慮、熟考を要する点もあろうかと。また、直ちに「妥当である」という表現が妥当であるかどうかということも、限られた時間の中で判断を下すことは、少し慎重にした方がいいのではないかとということもございまして、少し研究をしていただくということで、起草委員会としての結論を得ていただいておりますということもございまして、

岸委員 確認だけですから。

生源寺部会長 寺内委員。

寺内委員 6番目の「科学的見地にに基づき肉骨粉の有効利用を図ること」、これはいいんです。その後の「また、食の安全・安心のための措置に要する経費の現在の負担の在り方について見直しを検討すること」とあるんですけど、「食の安全・安心のための措置に要する経費の在り方」というのは、2通りの解釈のとり方があるんじゃないかと思うんですが、どういうふうなとり方をしたらいいんでしょうか。

生源寺部会長 この点につきましては、実はかなり議論がございました。2通りにとれるということがもしあるとすれば、むしろその方がある意味では正しく理解していただいているということになるかもしれません。つまり、この場合の措置の受益者がどなたであるかということと、負担のあり方は密接に関連してくるわけでございます。

現在の肉骨粉の関係で言いますと、国が全額負担をしていることが妥当であるかどうかということの問題意識があることはございます。

ただし、それが直ちに、例えば消費者の負担という形に転換すべきというふうに、単純な形で検討することができるかどうかということもございまして、ややあいまいな形でございますけれども、現在の負担のあり方について見直しを検討するとの表現にしたわけです。

見直しを検討すること自体が必要であるという点では、起草委員会の中でもやむを得ないだろうということもございまして、

寺内委員 現在、国で全部を焼却したり、その経費を持っているのが、今度はそうじゃないよ、肉骨粉は自分たちでやりなさいというようにも受けとれるという、私は判断をしたもので、どっちに解釈したらいいのかなと思って質問したんです。

生源寺部会長 まさに、現在の負担のあり方について見直しを検討すると。これは素直にとっていただければいいのではないかと思いますけれども。

寺内委員 わかりました。

生源寺部会長 そのほかにございますでしょうか。

それでは、幾つか御質問ございましたけれども、一応御了解をいただいたということで、この案を当部会の答申並びに建議といたしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

生源寺部会長 御異議がないので、これを当部会の決定とすると同時に、関連規則に基づき、食料・農業・農村政策審議会の正式の答申及び建議といたしたいと思います。

しばらくお待ちください。

答申の内容につきましては、部会の決定はそのまま本審議会、食料・農業・農村政策審議会の決定とみなすことから、ただいま政策審議会长名において答申を農林水産大臣に提出いたすわけでございますが、当初、亀井大臣御自身がお出ましになる予定でございましたが、急の所用であいにく御欠席でございます。福本大臣政務官に御出席をお願いしておりますので、福本政務官にお渡しいたしたいと思います。

〔答申・建議書手交〕

農林水産大臣政務官あいさつ

生源寺部会長 では、ここで、福本大臣政務官よりごあいさつをちょうだいいたしたいと思います。

福本農林水産大臣政務官 長時間の御審議、まことにお疲れさまでございました。答申を受けとめさせていただいて、適正に農水省として対応させていただこうと思います。

あいにく、農林水産大臣は所用で来れませんでしたので、あいさつ状を受けとめてまいっておりますので、ここで代読させていただきます。

本日は、生源寺部会長、増田部会長代理を初め委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず本審議会に御出席を賜り、長時間にわたり熱心な御審議をいただきましたことに、心から厚く御礼申し上げます。

政府といたしましては、御答申の趣旨を十分尊重いたしまして、平成 16 年度の指定食肉の安定価格、肉用子牛の保証基準価格、加工原料乳の補給金単価等を決定してまいりたいと存じます。



また、御答申に際していただきました建議につきましては、その趣旨に従い、検討の上、適切な措置をとってまいりたいと考えております。

さらに、御審議の過程におきまして、委員各位から賜りました貴重な御意見は、今後の行政運営におきまして十分に参考にさせていただきたいと考えております。今後とも、委員各位には一層の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、あいさついたします。

平成 16 年 3 月 18 日

農林水産大臣 亀井 善之

本当にありがとうございました。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

#### 閉 会 の 辞

生源寺部会長 本日は、長時間熱心に御審議いただきまして、まことにありがとうございました。

これをもちまして、食料・農業・農村政策審議会生産分科会平成 15 年度第 2 回畜産物価格等部会を閉会といたします。

委員の皆様方の長時間にわたる御協力に感謝を申し上げます。どうもありがとうございました。

午後 6 時 4 6 分閉会